

東京都ひとり親家庭 自立支援計画（第2期）

目 次

第 I 部 東京のひとり親家庭をめぐる状況

1	はじめに	198
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画策定の経緯	
	(3) 計画の位置づけ	
	(4) 計画期間	
	(5) 本計画の理念と施策分野	
	(6) 第2期計画策定に当たっての視点	
2	東京のひとり親家庭の状況	203
	(1) 離婚件数の推移	
	(2) ひとり親家庭の数	
	(3) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親家庭の状況	
	(4) 生活保護受給世帯の状況	
	(5) 都内母子生活支援施設に入所する母子家庭の状況	
	(6) 配偶者暴力と母子	
	(7) 児童虐待とひとり親家庭	
3	東京のひとり親家庭の支援機関の状況	216
	(1) 地域におけるひとり親家庭の支援従事者	
	(2) 母子生活支援施設	
	(3) 国の支援機関	
4	都の調査にみるひとり親家庭と支援者等の状況	219
	(1) 当事者へのインタビューによるひとり親家庭の状況	
	(2) ひとり親家庭の支援従事者への調査	
	(3) 区市町村のひとり親福祉施策の状況	

第Ⅱ部 ひとり親家庭施策の今後のあり方

1	就業支援	230
	(1) 第1期の取組	
	(2) 今後の課題	
2	相談体制の整備	235
	(1) 第1期の取組	
	(2) 今後の課題	
3	子育て支援・生活の場の整備	241
3-1	保育・子育て支援サービス	241
	(1) 第1期の取組	
	(2) 今後の課題	
3-2	住居の確保	244
	(1) 第1期の取組	
	(2) 今後の課題	
3-3	課題を有する母子への支援	245
	(1) 第1期の取組	
	(2) 今後の課題	
4	経済的支援	250
	(1) 第1期の取組	
	(2) 今後の課題	
5	東京都の主なひとり親家庭施策の体系	253
6	具体的な支援策	257
7	おわりに	261
	主なひとり親家庭福祉関連データ	263

第 I 部

東京のひとり親家庭をめぐる状況

本計画の策定に当たり、計画の位置づけや理念を踏まえつつ、現在の東京のひとり親家庭や、ひとり親家庭を支援する関係機関の状況を概括します。

1	はじめに	198
2	東京のひとり親家庭の状況	203
3	東京のひとり親家庭の支援機関の状況	216
4	都の調査にみるひとり親家庭と支援者等の状況	219

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

- ひとり親家庭とは、満20歳未満の子供を持つ母子家庭あるいは父子家庭のことをさします。
離婚の増加や、家族形態の多様化の中で、全国及び都内のひとり親家庭の数は増加傾向にあります。
- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家族や生活の様々な課題に直面します。子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- 母子及び寡婦福祉法（以下、「母子寡婦法」と言います。）第2条では、すべての母子家庭及び父子家庭（法では「母子家庭等」と言います。）に、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、母及び父の健康で文化的な生活とが保障されるものとされています。
- 同法第3条では、国及び地方公共団体は、母子家庭等の福祉を増進する責務があるとしています。また、同法第4条では、母子家庭の母が自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならないとしています。
- 同法に示されるように、国、都及び区市町村の施策と、ひとり親家庭自らの努力が両輪となることで、ひとり親家庭の自立がより実効性のあるものとして達成され、ひとり親家庭に育つ子供の健全育成も図られていきます。
- 都は、ひとり親家庭の現状を踏まえつつ、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもとで、子供を健全に育むことができるよう、都が行うべき施策の方向性と区市町村等に対する支援策を示すことを目的に、本計画を策定します。

(2) 計画策定の経緯

- 都は、平成13年3月、ひとり親家庭に対して就労支援策を重点的に推進するため、「東京都ひとり親家庭就労支援計画」を国に先がけて策定し、福祉・労働施策の充実を図ってきました。
- 平成14年11月、国は、母子寡婦法や児童扶養手当法等の改正を行い、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」に施策を転換するとともに、母子寡婦法において、都道府県の母子及び寡婦の自立支援計画策定を規定しました。
- 平成17年4月、都は「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」にあわせて「東京都ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、子育て家庭全体への支援と整合性を図りつつ、ひとり親家庭の特性を踏まえた支援策を展開してきました。

(3) 計画の位置づけ

- 本計画は、都が平成17年4月に策定した「ひとり親家庭自立支援計画」（以下「第1期計画」と言います。）に引き続く計画です。
第1期計画で示した、都のひとり親の自立支援にかかる施策の評価を行うとともに、平成22年度を初年度とする5年間の第2期と位置づけ、その間の施策の方向性を示します。
- 本計画は、母子寡婦法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」であり、国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づいて策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第9条に基づき策定する「次世代育成支援東京都行動計画」に包含されます。

(4) 計画期間

- 本計画は、平成22年度を初年度とする平成26年度までの5年間の計画です。

(5) 本計画の理念と施策分野

- 第1期計画では、都の行うひとり親家庭への支援を、下記の3つの理念のもと4つの施策分野により体系化しています。
- 本計画においては、第1期の理念、施策分野の体系を継承し、第1期の取組の成果を今後の施策に活用していきます。

3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件を整備する。

4つの施策分野

就業支援

相談体制の整備

子育て支援・生活の場の整備

経済的支援

(6) 第2期計画策定に当たっての視点

第2期計画を策定するに当たって、現在のひとり親家庭を取り巻く状況を踏まえつつ、各施策分野に共通する視点を4点にまとめ、計画全体に反映させていきます。

1 各家庭の状況に応じた自立目標に向けての支援

- ひとり親家庭の就業率は高いものの、非正規雇用の割合が高く、十分な収入に結びつきにくい現状があります。
- 一方、求職活動をしながらも、適性や資格等と求人のミスマッチ等により、就職につながらない家庭もみられます。
- また、就業による自立に向けて、まずは生活の安定の確保や信頼できる人間関係の構築などが必要な家庭もあります。
- 関係機関は、各々の家庭の状況に応じた自立の目標を設定し、着実に支援を進めることが必要です。

2 母子家庭・父子家庭双方への支援

- 都は、従来より、父子家庭を含むひとり親家庭全体を対象として、自立支援のための計画を策定してきました。さらに、父子家庭も対象となる児童育成手当などの都独自の制度の創設や、母子家庭等就業・自立支援センターでの父子家庭への相談対応などの取組を、国に先行して進めてきました。
- 国においても、平成22年度より児童扶養手当を父子家庭に拡大するほか、地域での相談支援体制を父子家庭を視野に入れて充実を図ることとするなど、父子家庭における生活面での課題や、経済的な課題が広く認識されるようになりました。
- 母子家庭・父子家庭の間には、共通する課題、各々の特性に応じた異なる課題の双方があります。都は、今後とも、母子家庭、父子家庭の双方に配慮しながら、ひとり親家庭福祉施策を進めていきます。

3

子供の健全育成と将来の自立に向けた支援

- 経済的な課題を抱えるひとり親家庭において、子供が教育を受ける機会をあきらめてしまうことのないよう、将来の自立に向けた教育の機会を確保することが不可欠です。
- ひとり親家庭に育つ子供達の多くは、親と別れたり、親を亡くしたり、という喪失体験を有しており、きめ細かな支援も重要です。
- 子供が、両親間の配偶者暴力（いわゆるドメスティックバイオレンス）や、虐待などの状況に置かれた場合には、子供の権利を守りつつ、健全育成のために特別な配慮が必要です。
- ひとり親家庭の支援に当たっては、親の権利と子供の権利が必ずしも一致しないこともあります。子供の健全な育成が実現されるよう、適切な支援を展開していくことが重要です。

4

地域の関係機関の連携強化

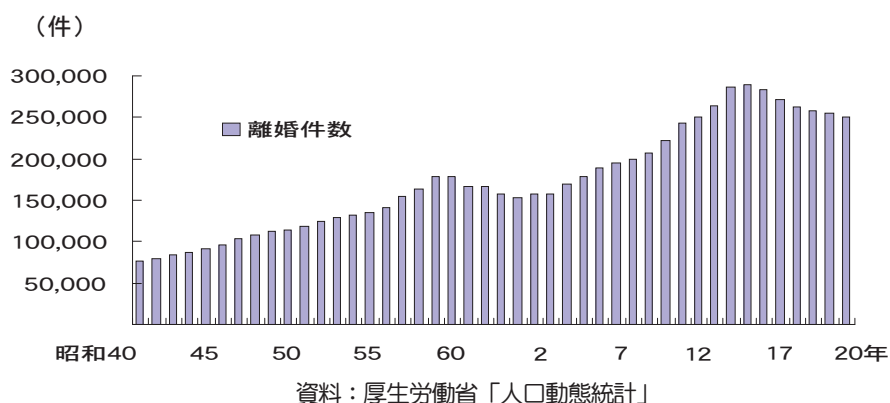
- ひとり親家庭を支える機関として、母子自立支援員や母子生活支援施設、東京都母子家庭等就業・自立支援センターなどの専門的な機関があります。
- ひとり親家庭が地域で生活し、自立を目指す中では、就業、生活保護、女性相談、法律相談などに関わるさまざまな関係機関が連携しつつ、重層的にひとり親家庭を支えることが必要です。
- 子供の健全育成の観点からも、ひとり親家庭を支援する関係機関と地域の子育て支援ネットワークとの連携が重要です。

2 東京のひとり親家庭の状況

(1) 離婚件数の推移

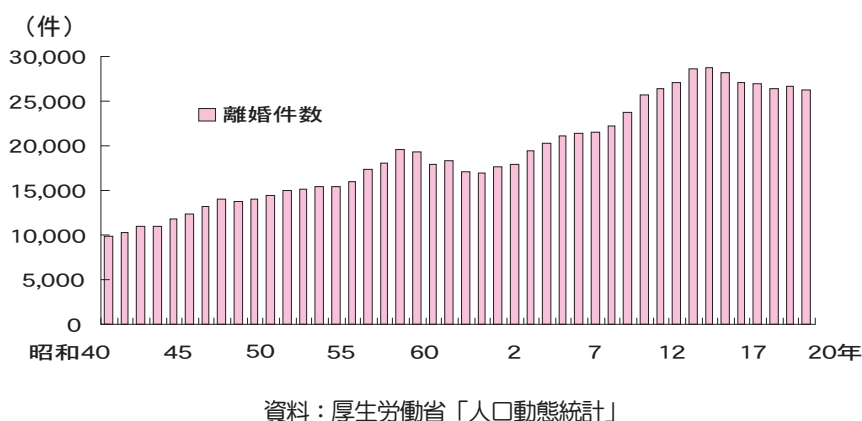
- 「人口動態統計」(厚生労働省)によると、全国の離婚件数は、平成14年の289,836件をピークに減少傾向にあり、平成20年では251,136件となっています(図表1)。

図表1 離婚件数の推移(全国・昭和40年～平成20年)



- 東京の離婚件数も、全国と同様の傾向をたどっており、平成14年の28,780件をピークに減少傾向にあり、平成20年では、26,300件となっています(図表2)。

図表2 離婚件数の推移(東京都・昭和40年～平成20年)

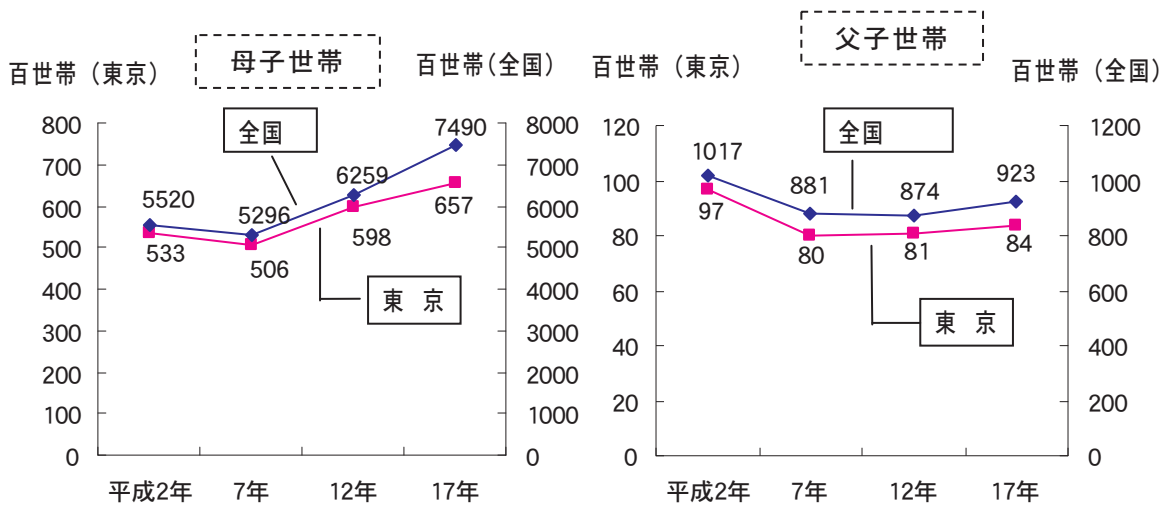


- 東京の離婚率は、常に全国を上回っており、平成20年の離婚率(人口千人当たりの年間離婚件数)は、東京2.10、全国1.99となっています。
- 平成20年において、親が離婚をした子供(20歳未満)は、東京では19,249人でした。

(2) ひとり親家庭の数

- 全国のひとり親家庭は、総務省の「国勢調査」によると、平成17年では、母子世帯が749,048世帯、父子世帯が92,285世帯となっています。
- 東京のひとり親家庭は、「国勢調査」によると、平成17年では、母子世帯65,693世帯、父子世帯8,399世帯となっています。全体の世帯に占める割合は、母子世帯1.1%、父子世帯0.1%となっています（図表3）。

図表3 母子世帯・父子世帯の推移（全国・東京都 平成2～17年）



資料：総務省「国勢調査」

- 「国勢調査」によるひとり親家庭の把握数には、いわゆる「三世帯同居」等のひとり親家庭は含まれないため、都は、5年ごとに都が実施する東京都福祉保健基礎調査（平成14年度までは「社会福祉基礎調査」）による、三世帯同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乗ずることにより、全体のひとり親家庭の数を試算しています。
- 平成22年においては、都内の三世帯同居も含むひとり親世帯は、母子家庭149,400世帯（全世帯の2.38%）、父子家庭18,200世帯（同0.29%）と推計されます。

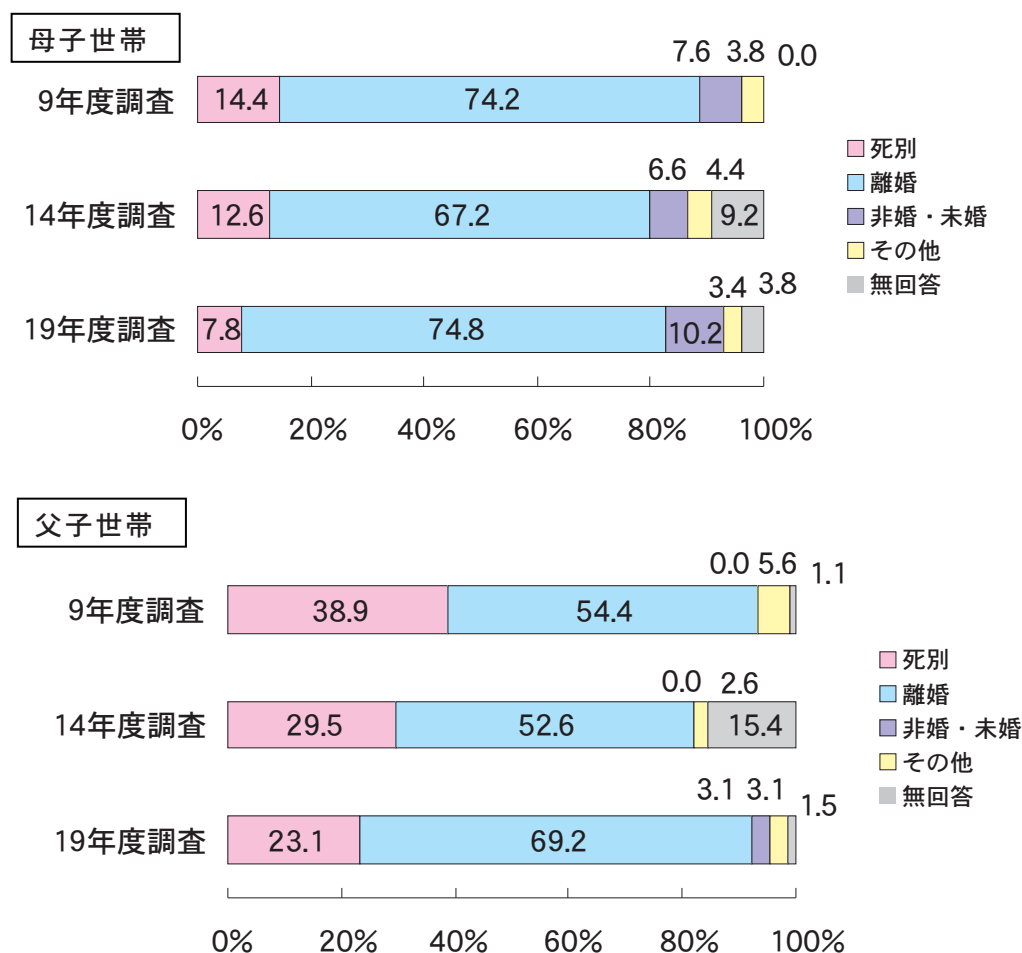
(3) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親家庭の状況

東京都福祉保健基礎調査の中で5年に1度実施している「東京の子どもと家庭」は、都内の子育て世帯の実態調査です。以下、平成19年度の調査結果をもとに、ひとり親家庭の状況を概括します。

① ひとり親になった理由

- 母子世帯の85.0%、父子世帯の72.3%が離婚、非婚・未婚*を理由とした生別世帯となっています。平成9年度からの変化では、父子家庭で生別世帯の割合が増加しています（図表4）。

図表4 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった理由（東京都・平成9～19年度）



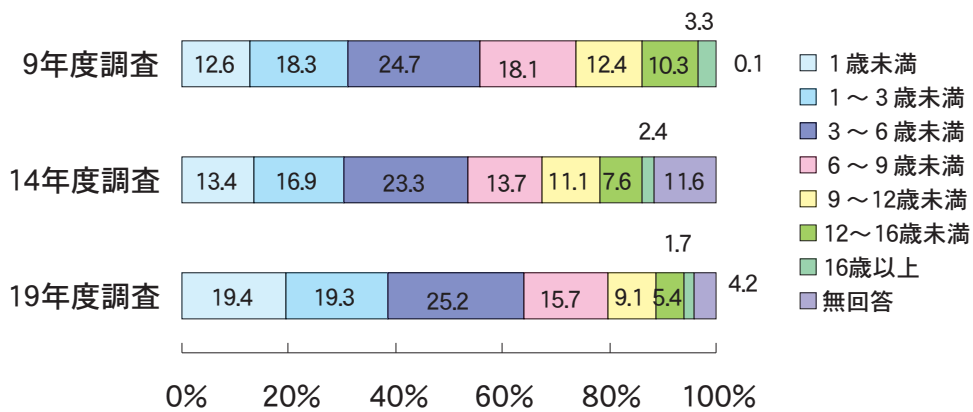
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

* 非婚「生き方として、結婚しないことを主体的に選択すること」、未婚「いまだ結婚していないこと」（広辞苑第5版）

② ひとり親家庭になった年齢、子供の年齢

- ひとり親になった年齢をみると、30歳代以下が母子世帯の77.6%を、父子世帯の64.6%を占めています。平成9年度からの推移では、母子世帯では20歳代、父子世帯では30歳代の占める割合が上昇しています。
- ひとり親になったときの一番下の子供の年齢も低くなっており、3歳未満児の割合が約4割となりました（図表5）。

図表5 ひとり親になったときの1番下の子供の年齢（東京都・平成9～19年度）

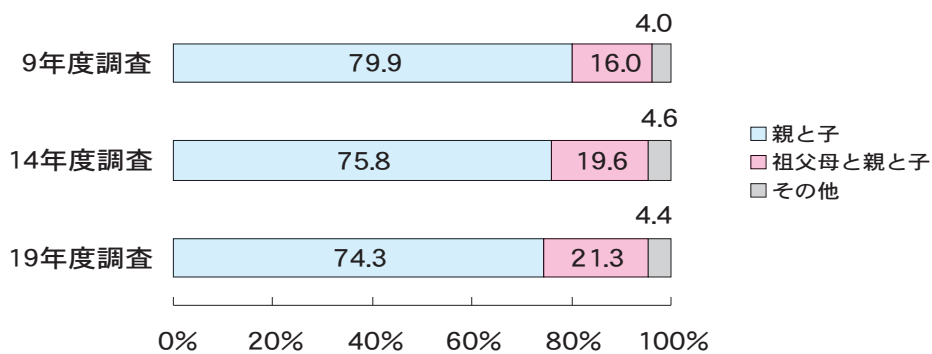


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

③ 世帯の状況

- 子供の人数は、「1人」の割合が52.7%と最も高く、平成9年度から、その割合は、上昇しています。
- 家族類型では、三世代同居の割合が上昇しています（図表6）。三世代同居の割合は、父子世帯が38.5%で、母子世帯19.2%に比べ高くなっています。

図表6 世帯類型（東京都・平成9～19年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

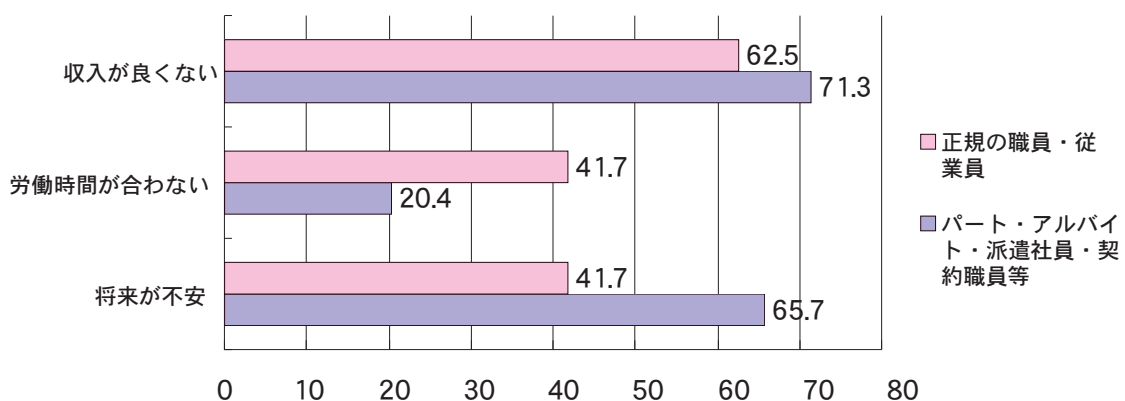
④ 住居の状況

- 母子世帯の住居の状況は、借家・賃貸住宅が57.9%を占め、そのうち民間賃貸住宅（共同住宅）が43.5%でした。
- 父子家庭では、持ち家の割合が73.8%です。

⑤ 就業の状況

- 母子世帯の87.0%、父子世帯の98.5%が、就業しています。
- 雇用形態をみると、就業している母では、常用雇用者である「正規の職員・従業員」の割合は37.6%で、「パート・アルバイト」が44.3%、「派遣社員・契約職員・嘱託」が8.6%となっています。就業している父では、「正規の職員・従業員」が60.9%、「自営業」が25.0%となっています。
- 働いているひとり親家庭において、転職を希望する割合は、母35.7%、父18.8%でした。
- 母親の転職の希望理由を、従業上の地位別にみると、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト・派遣社員・契約職員等」とも、「収入が良くない」の割合が高くなっています。
また、「パート・アルバイト・派遣社員・契約職員等」では、「将来が不安」の割合が高くなっています（図表7）。

図表7 母子世帯の母の従業上の地位別 転職の希望理由（東京都・平成19年度）



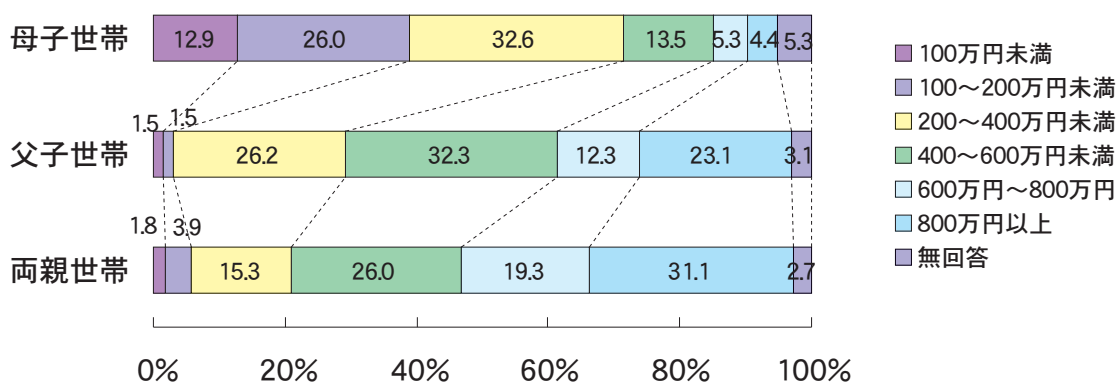
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計編）」より作成

- ひとり親世帯が、ひとり親世帯になった当時暮らしのためにしたこととしては（複数回答）、「自分が仕事を始めた」という回答が32.1%、「仕事を続けた」が47.3%、「転職した」が10.3%となっていました。

⑥ 収入の状況

- 母子世帯の年間収入は、200万円未満が全体の38.9%、200～400万円未満が32.6%となっています。父子世帯では200万円未満の割合は3.0%、200～400万円未満は26.2%です（図表8）。
- 両親世帯では、600万円以上の割合が50.3%ですが、父子家庭では35.4%、母子家庭では9.5%です。
（参考：平成19年の都内勤労者世帯の平均実収入は年換算689万円「東京都生計分析調査」（東京都総務局））

図表8 母子世帯・父子世帯別 年間収入の状況（東京都・平成19年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 母子世帯の主な収入として挙げられたものは、賃金・給料が76.3%、児童手当、児童扶養手当等を含む各種社会保障給付金が21.1%、養育費・感謝料が10.4%、年金・恩給が9.1%です。父子家庭では、賃金・給料が84.3%、事業所得が13.8%、年金・恩給が12.3%です。

⑦ 養育費*の状況

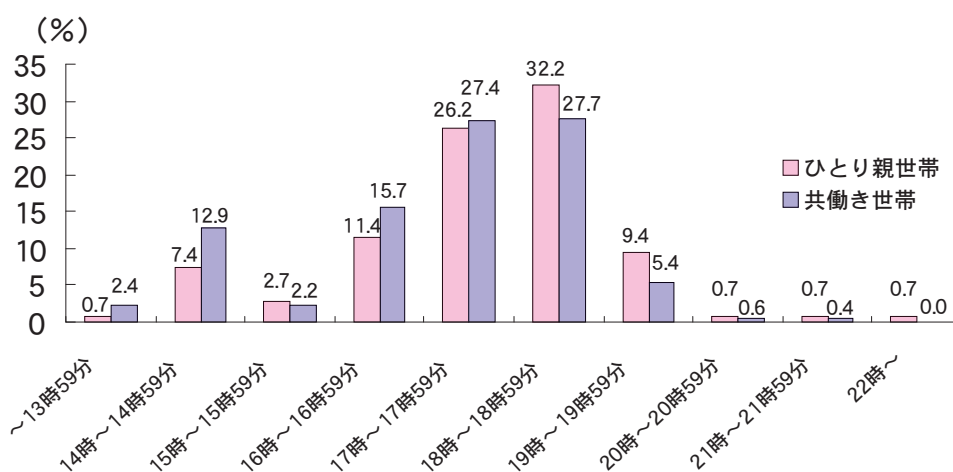
- 離婚、未婚・非婚による母子世帯のうち、いわゆる養育費を受けたことがない世帯の割合は67.3%で、平成14年度の60.6%より高くなっています。
- 養育費を受けている世帯において、1か月の養育費の額として、一番多かったのが「2～4万円未満」で、全体の29.5%であり、以下「4～6万円未満」が27.6%、「6～8万円未満」が14.3%と続きます。

* 養育費：子供を監護・教育するために必要な費用。一般的には、経済的・社会的に自立していない子供が自立するまで要する費用。民法第766条第1項で、離婚後の子の監護に関する事項として規定されており、平成15年4月に母子寡婦法において、扶養義務の履行及び養育費支払の責務が明記されました。

⑧ 保育の利用状況

- 就学前の子供がいるひとり親家庭での日中の主な子供の預け先は、認可保育所が71.8%、幼稚園が12.1%、その他16.1%となっています。
- 保育所、幼稚園などの終了時間についてみると、ひとり親家庭では「午後6時～6時59分」が32.2%と一番多く、次が「午後5時～5時59分」26.2%です。この分布状況は共働き家庭と同様の傾向ですが、ひとり親家庭は共働き世帯より、保育の終了時間が遅い傾向にあります（図表9）。

図表9 保育の終了時間（東京都・平成19年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査（統計編）」より作成

- 主な預け先を利用した後に補助的な預け先を利用する「二重保育」については、ひとり親世帯では14.1%（共働き世帯は9.0%）となっています。
- ひとり親家庭では、子供の預け先に関して不満に思うこととして、「子供が病気のときに利用できない」が50.4%（共働き世帯50.9%）、「夜間や休日に利用できない」が27.4%（同17.1%）となっています。

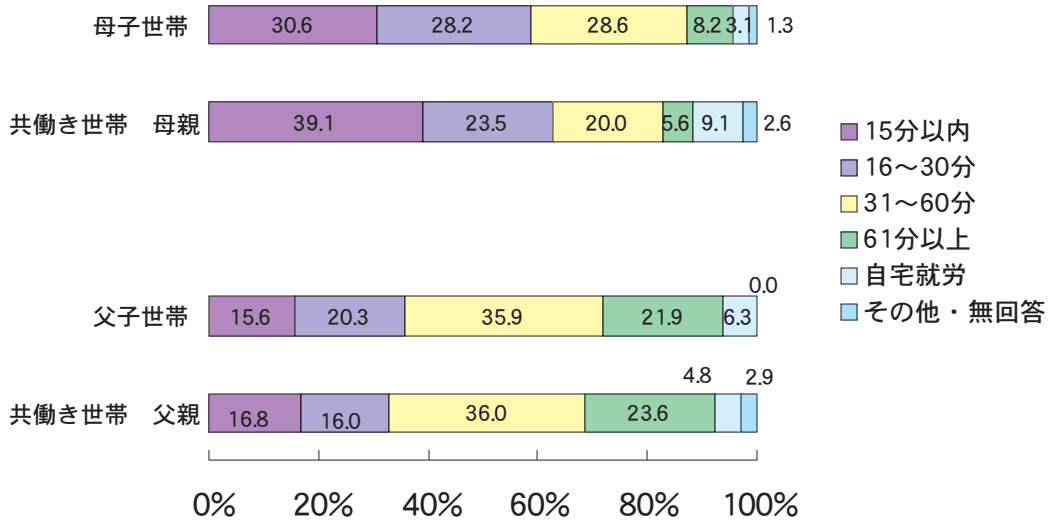
⑨ 学童クラブの利用状況

- 小学生の子供を持つ家庭の学童クラブの利用状況は、ひとり親家庭では「利用したことがある」者の割合は56.7%と、共働き世帯の43.4%より高くなっています。
- 学童クラブを利用するに当たって望むことでは、ひとり親家庭では、「小学校高学年の子供を受け入れること」が21.1%（共働き世帯では15.3%）、「学校が休みの日に利用できること」が17.5%（同12.5%）、「利用時間が延長されること」が17.1%（同13.1%）、「長期休暇中（夏休み等）に昼食を提供してくれること」が16.8%（同15.8%）となっています。

⑩ 通勤時間と帰宅時間

- 母子世帯の母親は、通勤時間「15分以内」が30.6%と多くなっていますが、共働き世帯の母親と比べると通勤時間は長い傾向にあります（図表10）。

図表10 母子世帯・父子世帯別 通勤時間の状況（東京都・平成19年度）

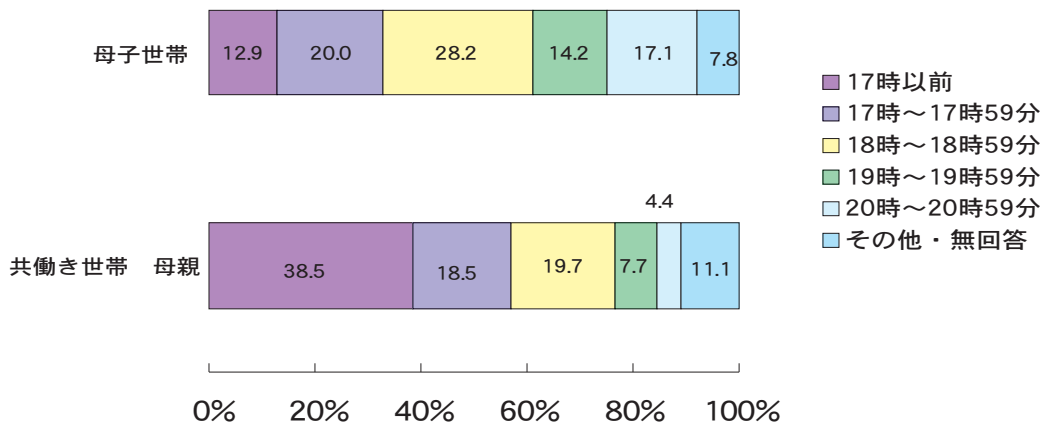


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 帰宅時間は、母子世帯は18時59分以前が61.1%を占めていますが、父子世帯は、「21時以降」が31.3%と高くなっています。

母子世帯では、共働き世帯の母親に比べて17時以前に帰宅する割合が低いことも特徴的です（図表11）。

図表11 母子世帯、共働き世帯の母親別 帰宅時間の状況（東京都・平成19年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

⑪ 困っていること

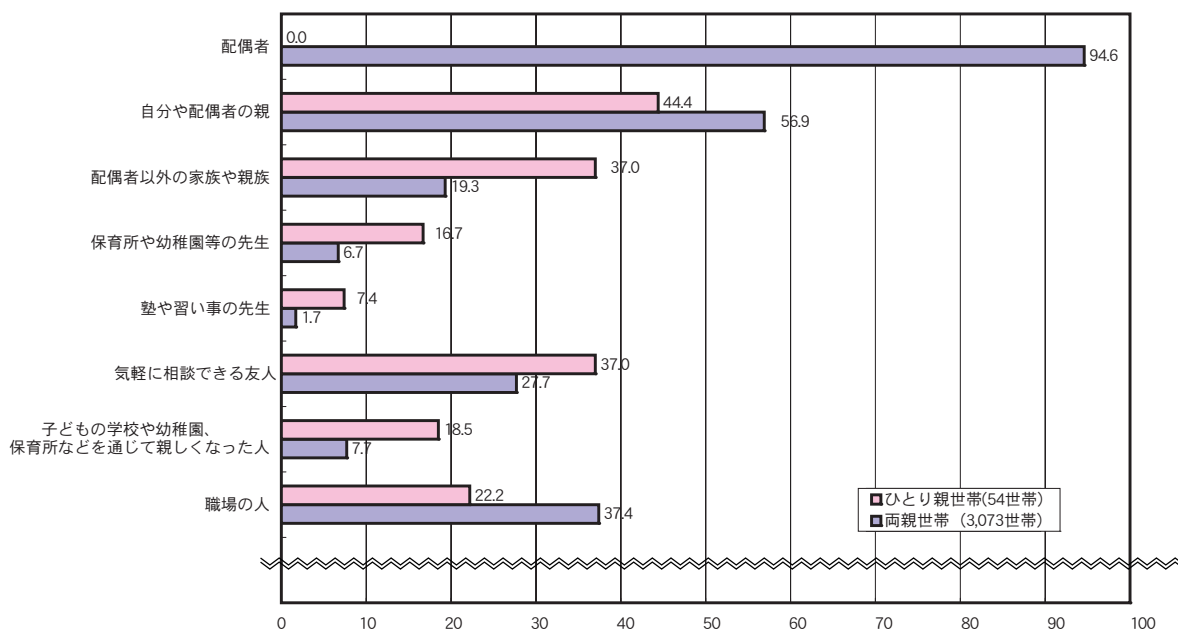
○ ひとり親世帯で現在困っていることについて、回答が多いものを挙げると、母子世帯では「家計」(60.0%)、「子供の教育・進路・就職」(42.5%)、「仕事」(27.0%)となっており、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」(58.3%)、「子供の世話」(37.5%)、「家事」(35.4%)となっています。

⑫ 相談相手

○ 相談相手の有無については、ひとり親家庭では、「いる」とした割合が87.8%でした。両親世帯に比べて「いないのでほしい」という回答は、母子世帯(8.4%)、父子世帯(6.2%)とも、両親世帯(2.4%)に比べ高くなっていました。一方、「必要ない」という回答は、父子世帯が10.8%と、両親世帯の5.3%、母子世帯の3.1%に比べ高くなっていました。

○ 具体的な相談相手としては、ひとり親家庭では、「気軽に相談できる友人」、「配偶者以外の家族や親族」のほか、「子供の学校や幼稚園・保育所などを通じて親しくなった友人」、保育園・塾等の先生の割合が、両親世帯に比べて高くなっています(図表12)。また、相談相手の回答選択数の平均は、両親家庭3.4項目に対して、ひとり親家庭では2.7項目と少なくなっています。

図表12 ひとり親世帯・両親世帯別 相談相手(複数回答)(東京都・平成19年度)

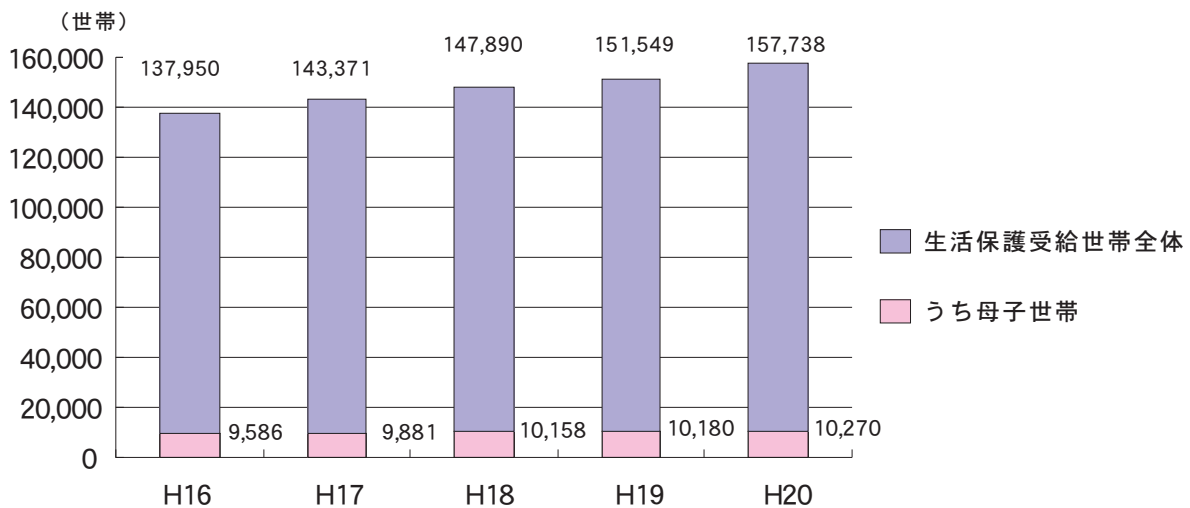


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査(統計表)」より作成

(4) 生活保護受給世帯の状況

- 生活保護を受ける母子世帯*の数は増加傾向にありますが、生活保護世帯全体の増加の中で、母子世帯が占める割合は微減しています（図表13）。
- 平成20年7月時点で、生活保護を受けている母子世帯は10,270世帯ですが、そのうち母親が働いている世帯は4,747世帯で、約5割を占めています。東京都福祉保健基礎調査等に見る母子家庭全体の就業割合（約8割）に比べると低いものの、母子世帯を除く生活保護受給世帯での世帯主の就業割合が約1割であることを勘案すると、非常に高い就業割合といえます。

図表13 生活保護受給世帯の推移（東京都・平成16～20年、各年7月時点）



資料：東京都福祉保健局「被保護者全国一斉調査結果」

- 平成20年9月に、保護を開始した母子世帯は135世帯で、理由は、「働いていた者の離死別」（34世帯）、「年金・支送り等の減少・喪失」（31世帯）、「就労収入の減少・喪失」（26世帯）、「傷病」（25世帯）等となっています。
- 平成20年9月に、保護を廃止した母子世帯は64世帯で、理由は、「働きによる収入の増加」（21世帯）、「親類・縁者等の引取り」（8世帯）等です。
- なお、母子加算制度*は、平成17年度から段階的に縮小し平成21年4月に廃止されましたが、平成21年12月から制度が復活しました。

* 母子世帯：生活保護制度での母子世帯は、「現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみで構成されている世帯」をさします。

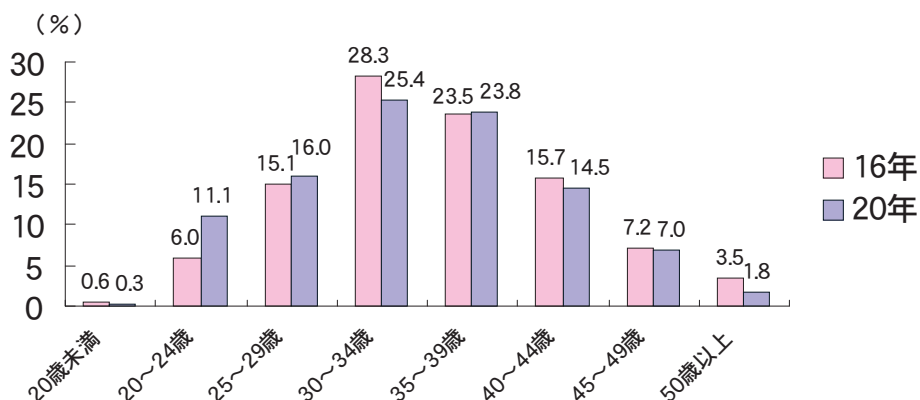
* 母子加算：母子加算は父子世帯や祖父母が孫を養育している世帯も対象となります。

(5) 都内母子生活支援施設に入所する母子家庭の状況

母子生活支援施設*は、様々な事情を抱え入所する母子家庭に対して、セーフティーネットの役割を果たしています。また、自立に向けて、就労、生活、医療・心理・保育・教育と生活全般にわたった支援を行っています。母子生活支援施設に入所する母子家庭の状況について、「東京の母子生活支援施設の現状と課題」（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）により、概括します。

- 平成20年4月1日現在、都内37施設への入所世帯は613世帯でした。母子生活支援施設の入居世帯数・人員とも微減しています。平成20年時点の入所1世帯当たりの平均人員は2.49人、定員（世帯数）に対する措置率は、80.2%でした。
- 入所理由では、「住居困窮」が36.2%、「夫等の暴力」が29.7%、「経済的困窮」が16.0%でした。入居までの経過をみると、婦人保護施設や東京都女性相談センター、他の母子生活支援施設など、他施設を経由して入所する割合が28.2%となっています。
- 母親の年齢は、30代が全体の約半数を占めますが、16年との比較では、20代の母親の割合が増加しています（図表14）。

図表14 母子生活支援施設に入所する母親の年齢別構成比（東京都・平成16年・20年）



資料：東京都社会福祉協議会「東京の母子生活支援施設の現状と課題」

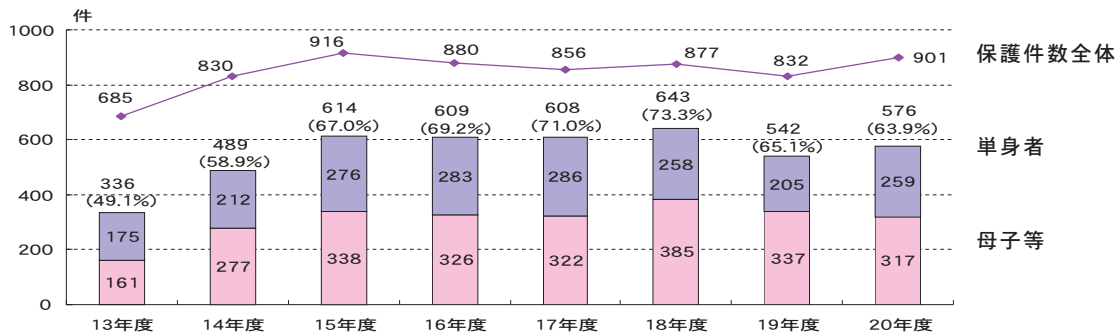
* 母子生活支援施設：母子生活支援施設とは、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）です。

- 入所児童の年齢では、0～3歳までが26.1%、4歳～6歳が19.5%と未就学児が45.6%を占めており、小学生36.8%、中学生10.7%、高校生以上6.9%となっています。
- 母親の国籍では、外国籍の割合が10.6%でした。国籍は、フィリピンが最も多く43.5%を占め、中国が23.9%でしたが、全体では13か国に及んでいました。
- 母親の状況では、精神障害者保健福祉手帳を持つ、あるいは現に精神科を受診しているなど、精神的な課題を持つ入所者の割合は16.9%でした。
- 家庭の状況をみると、配偶者暴力被害のある世帯数は237世帯で、全体の38.7%を占めていました。また、入所前において、子供への虐待が認められる世帯があり（別居前の父親からのものも含む。）、入所後にも課題が継続中のものもみられます。
- 母親の就労状況をみると、平成20年4月1日時点の入所世帯613世帯のうち68.8%が就労しています。それらの世帯が入所時に就労していた割合は48.8%であったことから、入所の間支援により、就労率が上昇したといえます。
- 就労世帯については、76.8%が生活保護を受けていない層です。一方、未就労世帯では、71.2%が生活保護を受けています。
- 退所の状況をみると、平成20年度中に退所した母子世帯の退所理由は、「住宅事情の改善」が22.3%、「経済的自立」が22.0%でした。退所後の住居は「公営住宅」が44.9%、「民間アパート・賃貸」が42.3%となっています。

(6) 配偶者暴力と母子

- 配偶者暴力は、母子生活支援施設の入所理由の約3割と多くを占めており、離婚等の理由ともなっています。
- 東京都女性相談センターにおける配偶者暴力による一時保護は、平成13年度は、単身者（本人のみ）が52.1%、母子等が47.9%でしたが、配偶者暴力防止法施行後の平成14年度は単身者43.4%、母子等が56.6%と、比率が逆転しました。平成20年度は、単身者45.0%、母子等55.0%です（図表15）。
- 平成20年度に一時保護された母子等の母の年齢は、30代が53.3%、20代が27.6%、40代が11.6%です。同伴している児童は、幼児が50.4%、乳児が10.9%であり、約6割が未就学児でした。小学生は32.8%でした。
- 一時保護された母子等の退所先は、宿泊所・更正施設等が17.2%と最も多く、母子生活支援施設への入所も10.8%となっています。

図表15 一時保護件数の推移（東京都・平成13～20年度）



資料：東京都福祉保健局調べ

(7) 児童虐待とひとり親家庭

- 東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」では、虐待が行われた家庭の状況では、約3割がひとり親家庭でした。あわせてみられる他の状況項目としては、「経済的困難」、「孤立」、「就労の不安定」が上位を占めました（図表16）。

図表16 虐待が行われた家庭の状況（東京都・平成16年調査）

家庭の状況			あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭	460件 (31.8%)	①経済的困難	②孤立	③就労の不安定
2	経済的困難	446件 (30.8%)	①ひとり親家庭	②孤立	③就労の不安定
3	孤立	341件 (23.6%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③就労の不安定
4	夫婦間不和	295件 (20.4%)	①経済的困難	②孤立	③育児疲れ
5	育児疲れ	261件 (18.0%)	①経済的困難	②ひとり親家庭	③孤立

資料：東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」（平成17年12月）

3 東京のひとり親家庭の支援機関の状況

(1) 地域におけるひとり親家庭の支援従事者

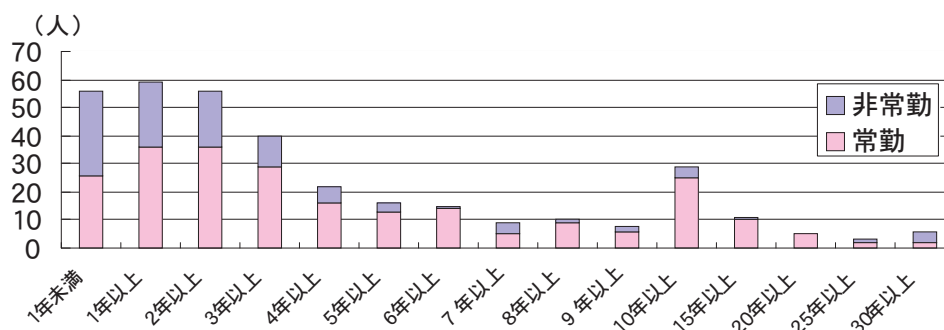
- ひとり親家庭への支援の中心となるのは、母子自立支援員*です。また、相談の内容に応じて、婦人相談員*、母子自立支援プログラム策定員*が支援を行います。
- 都内の母子自立支援員の人数は、平成16年度の105人から、平成21年3月現在は145人となっています。145人中117人が婦人相談員と兼務しています。また、母子自立支援員の平均経験年数は、2年となっています。
- 都内の、区市の窓口配置されている婦人相談員的人数は、平成21年3月現在135人です。
- 生活保護世帯の母子世帯に対する支援を行っているのは、生活保護ケースワーカーです。都内の人数は、平成21年6月現在、1,850人（面接相談員*を含む。）です。

-
- * 母子自立支援員：母子寡婦法第8条に基づき、都知事・区市長からの委嘱を受けて、母子家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導や求職活動等の支援を行います。
 - * 婦人相談員：売春防止法に基づき、要保護女子を発見し支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者に関する相談に応じ、適切な援助を行います。
 - * 母子自立支援プログラム策定員：経済的自立を促進するために総合的な自立計画（自立支援プログラム）を作成するなど、就労のための助言や相談をします。
 - * 面接相談員：生活保護の申請をする前の段階で面接相談を担当し、生活保護制度や他の施策等利用できる制度について助言する職員です。

(2) 母子生活支援施設

- 平成22年3月現在、都内の母子生活支援施設は36施設、定員550名となっています。
- 母子生活支援施設の設置主体は、都・区市19施設、社会福祉法人17施設であり、経営主体は36施設全てが社会福祉法人となっています。
- 平成20年4月時点では、母子生活支援施設の職員の経験年数は、2年未満が33.3%、5年未満が67.5%を占めており、中堅職員の育成が課題といえます（図表17）。

図表17 母子生活支援施設の職員の経験年数



出典：東京都社会福祉協議会「東京の母子生活支援施設の現状と課題」

- 苦情解決制度*については、全施設で制度を導入しており、第三者委員*を選任している施設も35施設あります。第三者評価制度*は、各施設が2年毎に適切に受審しています。
- 施設運営に利用者の声を取り入れる制度のある施設は、年々増加しています。平成21年度現在、母親の意見を取り入れている施設は31施設、子供の意見を取り入れている施設は26施設です。

-
- * 苦情解決制度：施設の提供するサービス・支援に対する利用者の苦情を適切に解決することにより、サービスのさらなる向上に役立つ制度
 - * 第三者委員：苦情解決に当たり、中立性・公平性を期すために選任された、外部委員
 - * 第三者評価制度：利用者調査、事業者への調査をもとに評価機関が評価を行い、事業所の内容やサービスの提供状況などについて都民が把握することを可能とする制度

(3) 国の支援機関

① 就業支援

ひとり親家庭の就業については、国（ハローワーク）と、都の母子家庭等就業・自立支援センター、区市の母子自立支援員や福祉事務所が各々の役割に応じて連携しながら支援をしています。

(参考) 東京労働局管内における母子家庭の母親の就職状況（平成20年度）

新規求職者数12,974人 有効求職者数44,728人

紹介件数29,578件、就職件数3,432件 就職率26.5%

- 国の施策では、福祉事務所とハローワークが連携して支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」の実績が高く、平成20年度に福祉事務所の母子自立支援プログラム策定員などからハローワークに支援要請を行った544人のうち、332人、約6割が就職につながっています。
- 中でも、ハローワークの生活保護受給者等就労支援ナビゲーターと区市町村の福祉部門担当コーディネーターの組合せによる個別就労支援は実施効果が高く、332人のうち191人、約6割が個別就労支援によるものです。
- その他、「特定求職者雇用開発助成金*」などの活用により、事業主に対して、母子家庭の雇用の促進に向けた働きかけを行っています。
- 女性の再就職の支援という観点からは、マザーズハローワーク、マザーズコーナー*が設置・拡充されています。これらは、母子家庭の母親にとっても、活用可能です。

② 養育費相談支援センター

- 国は平成19年度に、養育費相談支援センターを開設し、都道府県の養育費専門相談員への研修や、スーパーバイズを行っています。

* 特定求職者雇用開発助成金：母子家庭や障害者等をハローワークの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成する制度

* マザーズハローワーク、マザーズコーナー：子供連れでも来所しやすい環境を整えた、国による女性のための就職支援拠点。平成21年3月現在、都内には、マザーズハローワーク1か所（渋谷）、マザーズコーナー8か所があります。

4 都の調査にみるひとり親家庭と支援者等の状況

第2期計画策定に当たって、ひとり親家庭が抱えるニーズや、支援従事者の状況を把握するために都が実施した調査結果の概要を示します。

(1) 当事者へのインタビューによるひとり親家庭の状況

都内在住の当事者からの直接の声を聞き、計画に反映させるとともに、ひとり親家庭の抱える課題を、世帯の類型別に把握することを目的に行いました。

都内ひとり親家庭へのグループインタビュー（平成22年1月、父子世帯（離別・死別）、母子世帯（離別・死別・未婚）計12名から構成されるグループにより実施）で挙げられたひとり親家庭の状況についてまとめます。

【ひとり親家庭全般に共通する状況として挙げられた事項】

行政の対応について

- 相談窓口や支援策がわからない。
- 母子自立支援員が窓口といわれたが、当時は知らず、ある程度課題が解決してからそういう相談対応の方がいることを知った。
- どの窓口でも同じ質問を何度もされる。ワンストップの相談にしてほしい。
- 窓口は忙しいので難しいのかもしれないが、とにかく話を聴いて受け止めてほしかった。
- 多忙で仕事も休めないのに、平日に窓口に行くことが大変である。
- 保育の確保に苦慮した。きょうだいで違う保育園の場合は、非常に困った。

自分のことについて

- ひとり親家庭になる前後は何をしてよいかわからない。経験者や、どのように対処していけばいいかをアドバイスしてくれるナビゲーター（案内人）のような人と話をしたかった。
- とにかくバタバタとしている。一段落してメンタルな課題に直面したが、周囲をみても、懸命に走り続けてきたあと、メンタルな課題を持つ親が多いと感じる。
- 子供が育ちあがって、自分だけになったら、どのようになるか不安である。
- 年金等の経済的な不安もある。

子供のことについて

- 時間に追われて、子供とゆっくり向き合う時間もない。
- 思春期になったときの子供への接し方に悩む。
- 子供が、親を心配させまいと、悲しさを表に出さない、がまんするなどの状況がみられる。
- 自分に何かがあったら、子供だけになるのが心配である。
- 経済的に苦しいので、教育面で、子供の機会を奪っていることがつらい。
- 子供の成長は嬉しく励まされる。子供を育てたことに、自尊心や誇りを持つてる。

周囲からの支えについて

- 支えてくれる親や親族がいる場合、生活が成り立ち精神的にも支えになるが、早く就職するように、などの意見を言われることもあり、シビアな面もある。
- 親には、ひとり親家庭になった自分を支えてほしいと思っていたが、その親の介護の問題が起こり、自分が親も支える状況になってしまった。
- 職場の理解により、仕事と家庭の両立ができた。
- 自分の状況は、ひとり親家庭ではない人には理解されないと思う。
- 保育園のシングルマザーと情報交換してきた。

【母子世帯・父子世帯で異なる状況として挙げられた事項】

母子家庭

- 母子家庭同士の接点は持ちやすい。
- 安全や防犯の面で不安なこともあり、周囲に母子家庭であるという状況を話すことができない。

父子家庭

- 他の父子家庭に出会うことがめったにないため、保育園などで出会う母子家庭につながることで、子育てなど助けられた面がある。
- 外で子供の世話をできる場所（赤ちゃん・ふらっと等）については、以前より利用しやすくなり、ありがたい。
- もともと家事ができたので、生活上や育児には困ることはなかった。
- 家の細々したこと（物の保管場所や通帳、家の管理など）が全くわからず困った。

【ひとり親になった理由により異なる状況として挙げられた事項】

離婚・未婚の場合

- 離婚や認知などで消耗する。
- 家を出る・出されるなど、住居の問題が切実である。
- 元妻・元夫、元パートナーとのあつれきや心理的な葛藤があり、子供にはもう片方の親のことを話さない場合もある。
- 自分で、離婚や未婚を選んだことにより、子供に対して、いわゆる標準的な家庭の姿を奪ったことへの遠慮がある。
- （母子家庭において）子供が男の子の場合、身近な目標や理想となる男性と一緒に過ごすことができないことが心配である。

死別の場合

- パートナーが闘病後に亡くなった場合、看病疲れで心身が疲労したところにひとり親になる。
- パートナーが事故などで亡くなった場合、突然の出来事で、事実を受けとめることができず何をしてよいかわからない。
- 夫が亡くなった場合は専業主婦から就業へ、妻が亡くなった場合は家のことが全くわからないなど、予想外の状況へと生活が一変する。
- 母子家庭では遺族年金があるため、離別や未婚の場合と経済状況に異なる面がある。

【ひとり親家庭になってからの時間の経過に伴う状況として挙げられた事項】

ひとり親家庭になった直後～半年程度

- ひとり親家庭になって、どのように今後の生活を組み立てたらよいか考えるゆとりがなく、憔悴しきっている。
- 離別・未婚・死別などひとり親家庭になった理由に関わらず、必ず行政の窓口に行くが、そこまでがまず精一杯で、その後何を相談し、そのためにどの窓口に行けばよいかわからない。母子自立支援員という相談対応職があることも知らない。



ひとり親家庭になってから1年程度

- ひとり親家庭になって1年後あたりから、自ら様々な情報にアクセスすることが可能となる。当事者団体などに連絡する場合もある。
- 行政には、あまり支援の相談ができないとあきらめてしまい、連絡をとらなくなる場合もある。
- 養育費が支払われなくなってくることもある。



ひとり親家庭になってから3年程度

- 友人や職場の人、子供の関係（保育園や学校など）でのつきあい、各種団体などを通じて、必要な情報を得て生活している。
- 自分自身の体験をもとに、他のひとり親家庭等にアドバイスをを行うこともある。

これらのインタビュー結果からは、ひとり親家庭の親と子供への支援に当たって、以下の点が重要であるといえます。

- 1 特に、ひとり親家庭になる前後の時期において、心身への負担が非常に大きいため、総合的な支援が必要であること。
- 2 ひとり親家庭の相談窓口である、母子自立支援員、都においては母子家庭等就業・自立支援センターの認知度を高めること。
- 3 ひとり親家庭に関わる可能性のある全ての関係機関や都民が、このようなひとり親家庭の状況を理解すること。

(2) ひとり親家庭の支援従事者への調査

都は、平成21年12月に、ひとり親家庭の支援従事者である、都内の母子自立支援員や生活保護ワーカー等125名に対して、支援が困難と感じる事例についての調査を行いました。この調査は、ひとり親家庭に対して、どのような支援が効果が高いかということ、また、支援従事者のスキル向上にはどのような施策が必要かということ等の把握を目的としたものです。

ア 支援が困難なひとり親家庭の状況

支援従事者が、支援が困難であるとするひとり親家庭の状況を示すと、以下のようになりました。

(ア) 親の状況

① 就業の状況

- 就業している割合は33.3%でした。就業していないが職業訓練中・就職活動中である割合は14.7%でした。
- 就業しているひとり親の雇用形態では、パートが42.9%、正規従業員が19.0%、アルバイトが17.9%となっていました。また、ダブルワーク以上（2か所以上で働いている状況）の割合は、9.5%でした。

② 収入の状況

- 勤労収入についてみると、「収入なし」が59.5%を占め一番多く、「100万円未満」16.7%、「100万円から200万円未満」が12.7%と続きました。
年収200万円未満が全体の88.9%を占めていました。

③ 公的給付金の受給状況

- 公的給付金を受給している割合は、92.5%でした。受給している給付金の種別では（複数回答）、生活保護67.4%、児童手当64.8%、児童育成手当64.4%、児童扶養手当60.5%となっていました。

④ 住居の状況

- 現在の住居形態では、「集合住宅（賃貸）」44.8%、「公営住宅」29.0%、「母子生活支援施設」14.3%となっていました。
- 賃貸・自己所有の場合、本人名義が77.7%、親名義が6.2%でした。

⑤ 負債・滞納状況

- 負債・滞納の状況については（複数回答）、「借金なし」が52.8%と半数を占めていました。一方、「自己都合による借金あり」が19.4%、「滞納あり」7.1%、「自己破産」6.7%、となっていました。

⑥ 親の学歴

- 親の最終学歴は、中学卒29.8%、高校卒40.9%、大学卒9.5%、短大卒5.2%となっていました。

⑦ 親の経歴

- 配偶者暴力の経験があるとした割合は31.0%でした。
- 親の成育歴において（複数回答）、「複雑な家庭環境」を挙げた割合が23.0%、「本人の親の離婚経験」が22.6%、「被虐待経験」が9.5%、「児童福祉施設等での成育」が4.0%でした。
- 親の障害等では、通院中や既往歴などがある割合が、慢性疾患26.8%、精神疾患34.9%でした。
- 親の国籍では、外国籍が11.9%を占めていました。

（イ）子供の状況

- 子供の健康状態では、疾病・障害があるとする割合が23.4%でした。
- 子供の生活リズムが確保されている・比較的確保されているとした割合は、63.0%、やや不規則・不規則は、36.5%でした。

（ウ）親と子供の関わり

- 親と子供との関わりでは、なんらかの問題があるとする割合が36.6%でした。また、虐待等の疑いがあるとする割合が26.6%あり、その内容としては（複数回答）、ネグレクトが71.6%、心理的虐待が31.3%、身体的虐待が14.9%、性的虐待が6.0%でした。

（エ）支援結果の見通し

- 今後ケースへの見通しとしては、既に「自立している」としたものが11.5%、「厳しいが援助次第で自立が可能としたもの」が40.5%ありましたが、「かなり厳しい」というものも46.0%ありました。

イ 効果的な行政サービスについて

- 支援者によるケースと行政サービスの実施効果のみたてをもとに、行政サービスの実施効果が高いと見込まれる要素を分析したところ、次のような結果が得られました。

■ひとり親になってからの期間

ひとり親家庭になってからの期間が1年未満の層では、全ての行政サービスの効果が高いととらえられていました。

特に、育児・家事などの直接的な生活支援サービスや、生活費などの金銭給付サービスが効果的であるととらえられていました。

■直接家事援助サービス（育児・家事など）の効果が見込まれるケース

以下のような場合、サービスの効果が高いととらえられていました。

- 1 ひとり親家庭になってからの期間が5年未満までの場合
- 2 ひとり親家庭の親の年齢が20歳未満の場合
- 3 ひとり親になった理由では、未婚の場合
- 4 虐待の疑いがある場合（特にネグレクト）

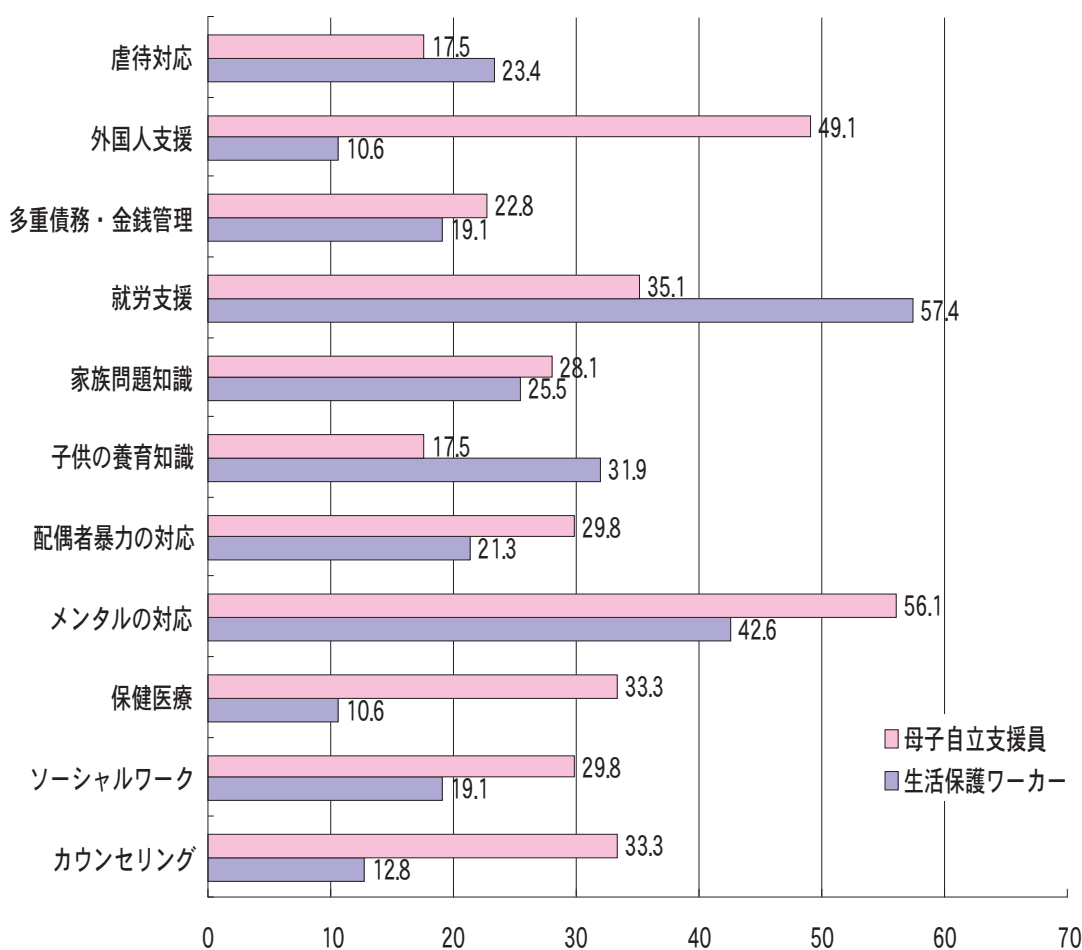
調査の結果から、地域におけるひとり親家庭への支援において、以下の点が重要であるといえます。

- 1 ひとり親家庭になった直後に重点的に行政サービスを提供することが効果的であるため、普及啓発や相談対応に当たっては、ひとり親家庭福祉部門と戸籍・住民票などの部門の連携が必要です。
- 2 母親・父親の育児経験や、養育の状況を適切に踏まえて、家事援助サービスを提供することが、自立に向けて効果が高いため、保健・保育・子育て支援機関との連携が必要です。

ウ 支援従事者の状況

- 回答者の中では、母子自立支援員は、保育士の資格を持つ者が33.3%、社会福祉士の資格を持つ者が28.6%でした。生活保護ワーカーは、社会福祉士の資格を持つ者が26.9%、となっていました。
- 母子自立支援員の、月平均の担当ケース数は新規20.7件、総計56.1件でした。生活保護ワーカーでは、新規2.64件、総計101.77件でした。
- 今後必要であると思うスキルについては、母子自立支援員では、メンタルの対応が56.1%と一番高く、以下、外国人支援49.1%、就労支援35.1%、保健医療33.3%、と続きました（図表18）。生活保護ワーカーでは、就労支援57.4%が一番高く、以下、メンタルの対応42.6%、子供の養育に関する知識31.9%、家族問題知識25.5%と続きました。

図表18 職種別 今後必要と思うスキル（東京都・平成21年）



資料：東京都福祉保健局調べ

- 国や都が行うひとり親家庭施策に関する認知度は、図表19のとおりです。
生活保護ワーカーに認知度が低い施策においても、施策を認知しているワーカーからは重要であると評価される傾向にあります。

図表19 ひとり親家庭施策に係る主な施策の認知度

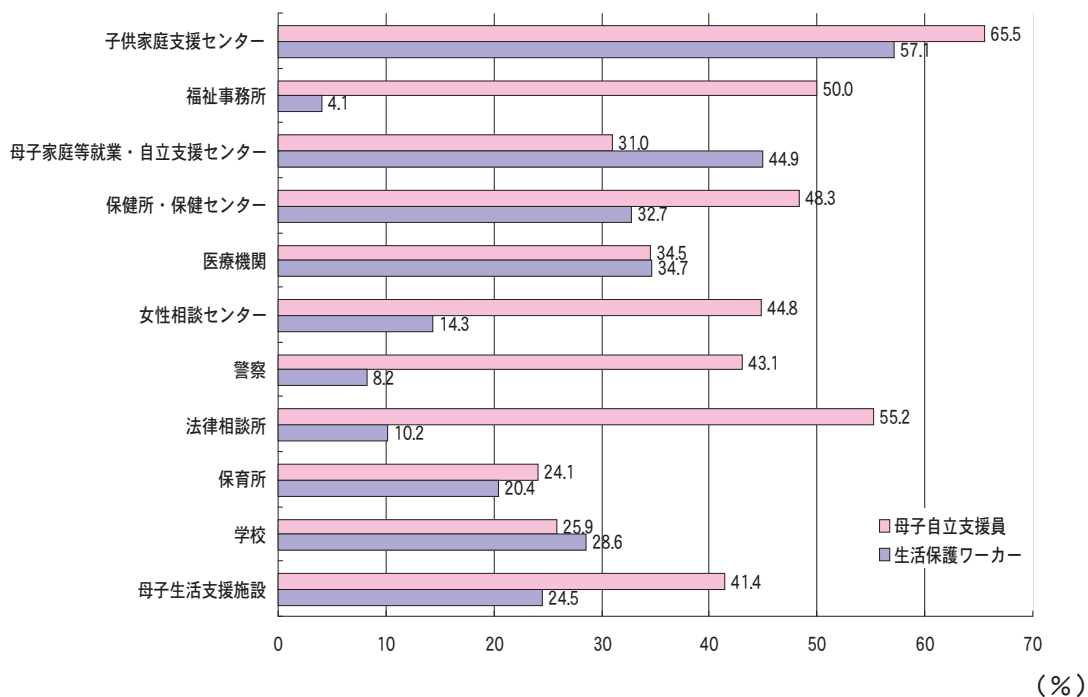
区分	母子自立支援員	生活保護ワーカー
母子家庭等就業・自立支援センター	96.6% (73.2%)	76.0% (97.3%)
マザーズハローワーク	98.3% (87.5%)	64.0% (96.9%)
ひとり親家庭等電話相談事業	78.9% (77.3%)	44.0% (81.8%)
養育費相談事業	94.8% (83.3%)	50.0% (92.0%)

資料：東京都福祉保健局調べ

注) () 内は、施策を「知っている」と回答した者のうち、当該施策を「重要である」「やや重要である」とした者の計の占める割合

- 今後連携を強化したい関係機関では、子供家庭支援センターが一番高く、母子自立支援員の65.5%、生活保護ワーカーの57.1%が挙げています(図表20)。母子自立支援員では、以下、法律相談所55.2%、福祉事務所50.0%、保健所・保健センター48.3%と続き、生活保護ワーカーでは、以下、母子家庭等就業・自立支援センター44.9%、医療機関34.7%、保健所・保健センター32.7%となっています。

図表20 今後連携を強化したい関係機関(東京都・平成21年度)



資料：東京都福祉保健局調べ

(3) 区市町村のひとり親福祉施策の状況

都内区市町村のひとり親福祉施策の状況を把握するため、平成21年12月に62自治体に対して調査を実施しました（ひとり親家庭福祉施策の個別の事業の実施状況については、第II部の該当事業の項で記載します。）。

- 区市町村がひとり親施策を実施する上での課題として、以下の点が挙げられています。

実施体制の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象世帯数が少なく、施策化が困難である。 ○ ひとり親家庭対象の施策はあるが、利用実績が少ない。 ○ 職員・財源の確保が課題である。
関係機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の施策は、福祉・就労支援・子育て支援など多岐にわたっているが、それぞれの窓口で対応している。窓口の一元化や施策の整合を図るなどの検討が必要である。 ○ 福祉事務所との横断的な対応が課題である。
都への要望	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の母子家庭等就業・自立支援センターには各自治体のバックアップセンターとしての役割、機能を果たしてほしい。 ○ 配偶者暴力被害者について、母子生活支援施設の広域利用を可能にしてほしい。

(参考) 区市町村におけるひとり親家庭福祉施策の対象者について

都内区市町村ごとのひとり親家庭の数は統計上把握できないため、平成20年度末の児童扶養手当受給世帯数でみると、分布は以下のようになっていました。

世帯数	50人以下	51～99人	100～499人	501～999人	1,000～1,999人	2,000～4,999人	5,000人以上
自治体数	9	3	9	16	14	9	2

資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報 平成20年」

- 要保護児童対策地域協議会を設置している61自治体のうち、ひとり親家庭福祉部門の参画がある自治体は47自治体、ないとしている自治体は14自治体となっています。地域に母子生活支援施設のある26自治体において、母子生活支援施設が参画している自治体は8自治体でした。
- 母子生活支援施設の活用状況では、ショートステイ、トワイライトステイ等の活用が6自治体、ひとり親家庭の専門相談が1自治体、地域の中高生の学習支援が1自治体でした。

第Ⅱ部

ひとり親家庭施策の今後のあり方

本計画では、都の行うひとり親家庭への支援策を、4つの施策分野により体系化しています。

第Ⅱ部では、各分野ごとに、第1期計画での都の施策の実施状況の評価を行うとともに、第2期計画で、都がめざしていく施策のあり方を示します。

1	就業支援	230
2	相談体制の整備	235
3	子育て支援・生活の場の整備	241
4	経済的支援	250
5	東京都の主なひとり親家庭施策の体系	253
6	具体的な支援策	257
7	おわりに	261

1 就業支援

(1) 第1期の取組

- 都の母子家庭等就業・自立支援センターの分室を設置し、就業支援のサービスの拡充を図りました。
- ひとり親家庭の就業につながる資格取得への支援が着実に拡大しています。

母子家庭等就業・自立支援センター

- 母子家庭等就業・自立支援センターは、ひとり親家庭に対して相談、就業支援、職業紹介まで一貫したサービスを提供してきました。平成20年度に、都民全般への就業支援の拠点である「東京しごとセンター」内に分室を設置し、ワンストップで就業相談、職業紹介等を行う体制が充実しました。分室は、福祉分野に特化した就労支援を行う福祉人材センターと隣接しており、さらに利便性が高くなっています。
- 平日夜間、土曜日も相談に対応しており、相談件数が増加しています。平成20年度には、求職登録者325人の相談があり、そのうち123人、37.8%が就職に結びつきました。

訓練や資格の取得

- 就職に結びつく講座受講費用の給付（母子自立支援教育訓練給付金事業）、看護師や保育士等の安定的な就職につながる国家資格等の取得期間の生活費の給付（高等技能訓練促進費等事業）は、取り組む区市が増加するとともに、利用者も増加傾向にあります。平成20年度の利用者は、母子自立支援教育訓練給付金は152人（平成16年度18人）、高等技能訓練促進費等事業は118人（同9人）でした。
- 高等技能訓練促進費等事業は、平成21年の母子寡婦法の改正において制度拡充が図られ、平成21年度中も利用実績が伸びています。
- 母子自立支援教育訓練給付金で利用の高い講座は、医療事務、ホームヘルパーで、各々全体の約3割を占めています。高等技能訓練促進費等事業では、看護師が約5割、准看護師が約2割となっています。

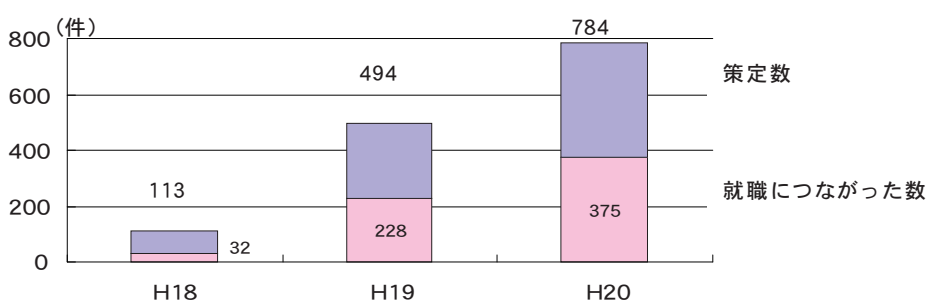
母子家庭の母等に対する職業訓練

- 平成20年度は、母子家庭の母を対象に、ITスキル、医療事務、経理事務の訓練を実施しました。各年の訓練修了者の就職率は、事業開始の平成17年度から毎年度とも約6割となっています。

母子自立支援プログラム策定事業

- 児童扶養手当受給等の母子家庭の職業的自立のためのプログラム策定は、実施区市、策定件数、就業につながった割合とも増加しています（図表21）。

図表21 母子自立支援プログラム策定事業実施件数（都内・平成18～20年度）



資料：東京都福祉保健局調べ

その他の動向

- 景気低迷の中で、雇用の安定と自立支援を促すため、都は、平成20年度に就職チャレンジ支援事業*を開始しました。訓練者が、平成21年3月には401人でしたが、平成22年2月には2,289人に増加し、就職者数も992人となっています。あわせて、再就職促進等委託訓練*の規模を拡大しました。
- 女性の再就職の促進に向けて、東京しごとセンターでの「女性再就職サポートプログラム」や、職業能力開発センターでの育児離職者向けeラーニング訓練などを開始しました。

* 就職チャレンジ支援事業：正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ一定所得以下の都民の方を対象に職業訓練を行い、訓練期間中には受講奨励金が支給され、訓練修了生を採用した企業には、採用助成金が支給される事業

* 再就職促進等委託訓練：民間教育訓練への委託により行う再就職のための訓練

(2) 今後の課題

ひとり親家庭、特に母子家庭では、常用雇用などの安定的な雇用の割合が低く、就業が必ずしも十分な収入に結びつかなかったり、転職の希望が高い現状がみられます。そのため、第2期においては、就業の確保策を引き続き進めるとともに、就業が安定的に継続できるような支援が課題です。

① 各家庭の状況にあわせた目標設定と支援

- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になったことにより、仕事を新たに始めたり、子育て中の未就業状態の後に仕事を再開したりする場合があります。
- そのため、仕事への向かい方や自分の個性を知るなど、就職に向けた準備を整えた上で、段階的に目標をステップアップしていくことが重要です。
- 離婚年齢の低下や、非婚・未婚のひとり親家庭の増加に伴い、今後、ますます就業経験が少ないひとり親家庭が増加する可能性があるため、キャリアカウンセリングなど、親の可能性を引き出すような支援が必要です。
- また、就業を継続していく上では、親自身も年を重ね、子供の成長や自分の両親の介護など、ライフコース*に応じた課題が生ずるため、各家庭の生活設計や資金計画を視野においた支援も必要です。
- 都のプログラム策定事業や、国の生活保護受給者等就労支援事業が効果をあげていることから、就業前からの一貫性のある個別的な支援を行うことが効果的と見込まれます。

② 働き方の選択肢の拡充

- ひとり親家庭の就業割合が高い中で、就職を望みながら就労できない家庭については、子育て、本人の病気や家族の介護など、働き方に制約がある事情を抱える場合もあります。
- また、就労していてもダブルワークなど心身に負担が大きい働き方の場合もあります。そのため、仕事と家庭生活を両立できる働き方を支援することも重要です。

* ライフコース：個人がライフステージ（年齢ごとの役割）やライフイベント（人生で経験する出来事）を通じて、経てきた人生の道筋

③ 就業支援策の実施効果の把握

- 訓練給付の講座や、高等技能訓練の資格の選択に当たっては、受講や資格取得が実際にどの程度就労につながったか、また就労を継続することができたかという面からの把握を行い、各機関がその母親の過去のキャリアや個性、家族状況に応じた適切な支援を行うことが重要です。

④ 職業訓練中の子育て支援

- 特に、未就学の子供がいるひとり親家庭においては、職業訓練を受ける際に、保育等の支援が不可欠です。

第2期の重点的な取組

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

- 個々のひとり親家庭に応じた支援策の強化
ひとり親家庭の状況に応じて、就職前から就職後のフォローまでをきめ細かに行う「ひとり親家庭等就業支援コーディネート事業」を行います。(新規)
- 在宅就業の推進による多様な働き方への支援
ひとり親家庭が在宅就業に従事するため、スキル取得等の支援や、在宅就業に着手しようとする企業への支援を行う、「ひとり親家庭等在宅就業支援事業」を行います。(新規)
- 就業支援策のフォロー調査
都が作成する「ひとり親家庭の就業支援事例集(仮称)」を活用しながら、効果的な支援策のあり方を把握します。
- 保育つき職業訓練の実施
ひとり親を含む、子育て家庭の就業支援のため、職業訓練の際、子供(未就学児)の保育を同時に行います。(新規)

コラム
①

区市におけるひとり親家庭への就業支援

- 就業支援相談会
港区では、平成21年10月に、ひとり親家庭の父親・母親を対象とした「ひとり親家庭就職応援会」を開催しました。
ひとり親家庭の就労に積極的な企業が計65社参加し、面接会を行ったほか、仕事と家庭の両立のためのカウンセリングや、再就職に向けた講演会などを行い、102名の参加者がありました。
- パソコン教室
ひとり親家庭へのパソコン教室を行う自治体では、ひとり親家庭が参加しやすいよう、工夫がされています。
中央区では、平日夜間に2週・4回コースと初級講座を集中的に行うとともに、保育付としています。
八王子市では、日曜日に実施するとともに、平成21年度からは、パソコン検定4級合格をめざす年間講座とし、資格を取得することで就職・転職に有利になるよう支援しています。

コラム
②

女性の就業支援の取組

- NPO法人WING21では、女性がいきいきと働き、生活できるように、各種セミナーやイベントを実施しています。
- 「女性のためのワンランクアップ講座」は、コーチング（人材開発技法）など仕事や生活に役立つスキル向上のための講座です。
- 毎月1回実施している「ほっとサロン」は、女性のための交流会です。シングルマザーをはじめとして、様々な状況や経歴の女性が集まり相互に尊重しあうことで、暖かな雰囲気の中、日々の出来事のヒントや新しい発想が生まれる場となっています。また、各自がこれからの生き方やキャリア形成について考える場ともなっています。

2 相談体制の整備

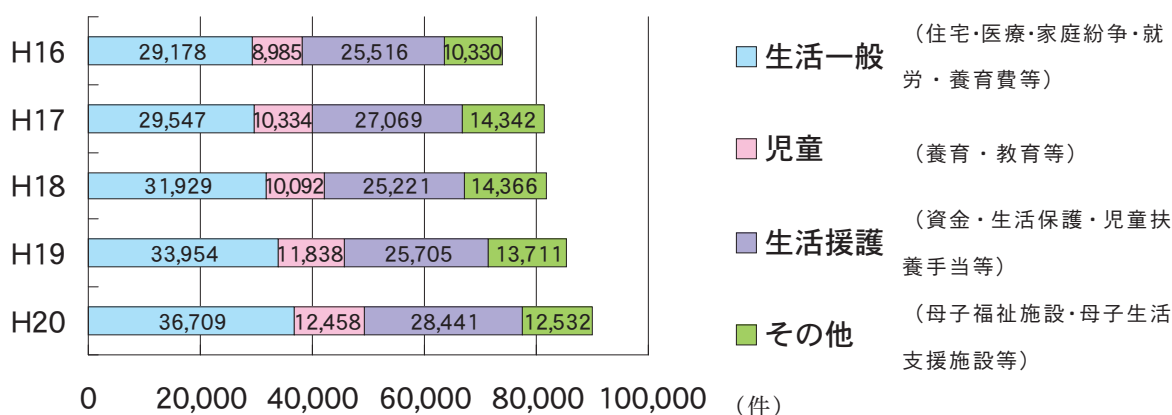
(1) 第1期の取組

- 母子自立支援員の相談対応件数は、年々増加しています。
- 養育費に関して、相談窓口を設置したことにより、相談件数が伸びています。

母子自立支援員の相談対応

- ひとり親家庭に対する地域での相談窓口は、母子自立支援員です。母子自立支援員の新規相談受付件数は、年々増加しています（図表22）。
- 生活一般、生活援護に関する相談が多く、具体的には、平成20年度実績では、母子福祉資金の相談が全体の19.6%を占めています。その他、住宅5.9%、保育所入所4.4%、夫等の暴力4.2%、求職・転職4.4%となっています。

図表22 母子自立支援員の新規相談受付状況（東京都・平成16～20年度）



資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生・統計年報」

- 都は、母子自立支援員の資質向上のため、新人研修及び専門研修を実施しています。平成16年度から平成21年度にかけては、ひとり親の就労支援やキャリアカウンセリング、相談技法の基礎をテーマとした研修を実施しました。

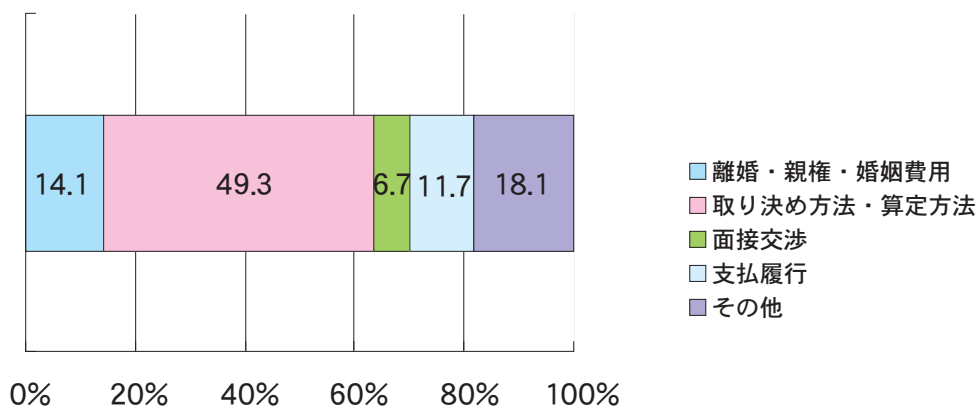
ひとり親家庭等電話相談事業

- ひとり親家庭の多くは、平日に就労しており、関係機関の窓口が開いている平日昼間の相談に行くことが難しいため、都では、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、日・祝日の電話相談事業を実施しています。
- 平成20年度の実績は913件で、1日当たり平均13.8件の相談がありました。平成16年度からの実績は横ばいとなっています。相談件数のうち99.8%が母子家庭でした。具体的な項目では、職場の悩みが全体の15.9%を占め、就職・転職が11.2%、子供の教育が9.0%となっています。

養育費相談事業

- 都は、平成20年度に、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費相談事業を開始しました。センターの相談員が対応する一般相談と、専門相談員が対応する専門的な個別相談の2種類を実施しています。
- 一般相談については、養育費相談事業を開始する前にも養育費を主訴とする相談はありましたが、相談の窓口を明確化し普及啓発を図ったことで、開設前の過去4年平均18.8件の約15倍に当たる298件の相談がありました。
- 相談内容としては、養育費の取り決め方法にかかる相談が最も多く、全体の約半数を占めています（図表23）。相談者は、母親が94.2%、父親が1.8%、当事者以外4.0%でした。

図表23 一般養育費相談の状況（東京都・平成20年度）



資料：東京都福祉保健局調べ

- 専門相談については、年間105人、1人当たり平均1.9時間の相談に対応しました。養育費が支払われないケースや、家族関係が複雑なケースなどについて、法律的な助言を求める相談がみられました。

(2) 今後の課題

ひとり親家庭のニーズに応じた相談体制の整備と質の確保が重要です。父子家庭からの相談は少ないため、相談しやすいような普及啓発が重要です。

さらに、養育費を受けている世帯の割合はまだ低いため、養育費の円滑な取り決め・支払いに向けた支援の充実が必要です。

① ひとり親家庭のニーズに応じた支援

○ ひとり親家庭の相談事業の実績から、ひとり親家庭にとって、仕事と子供の養育が相談課題の多くを占めていることがうかがえます。また、ひとり親家庭の自立支援に向けて、経済的な基盤の安定を図るためにも、家庭生活全般と仕事の両立を図ることが不可欠です。

○ 母子自立支援員の行う相談は、各自治体の福祉資源の中で解決を図るため、都は、広域的な立場から、ひとり親家庭の家庭と仕事の両立に当たっての課題を把握し、その解決方法を提示していくことが重要です。

② 母子自立支援員の相談対応力の強化

○ 母子自立支援員は、今後ますますソーシャルワーカーとして専門的な支援への役割が期待されます。そのため、母子自立支援員のスキル習得に向けて、より実践的なカリキュラムを通じて育成していくことが必要です。

③ 父子家庭が利用しやすい相談体制の整備

○ 父子家庭は母子家庭に比べ世帯数が少なく、仲間づくりが難しい面があります。「気持ちを出しにくい」という男性ならではの特性もあり、各種相談件数は少ない面もみられます。父子家庭が、相談しやすい地域の窓口や当事者団体によるカウンセリング等にアクセスできるための仕組みが必要です。

④ 子供の権利としての養育費確保に向けた支援

○ 養育費の請求は、離婚した家庭に育つ子供の生活を支える上での権利であり、別れた親との接点ともなります。

○ ひとり親家庭の若年化の傾向が進む中、未就業や就業していても賃金が少ないなど、経済的基盤が脆弱な父親・母親が増加し、養育費を取り巻く環境は、厳しくなるとみこまれます。

○ ひとり親家庭に対して、地域の関係機関が養育費確保のための支援策を講ずることができるよう、制度及び支援する際の留意点について理解を深めることが重要です。

第2期の重点的な取組

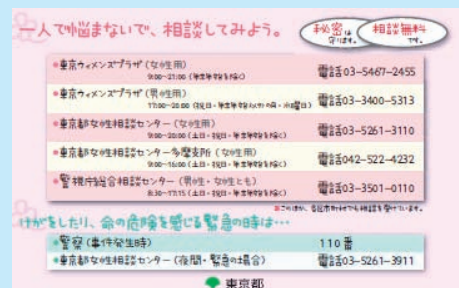
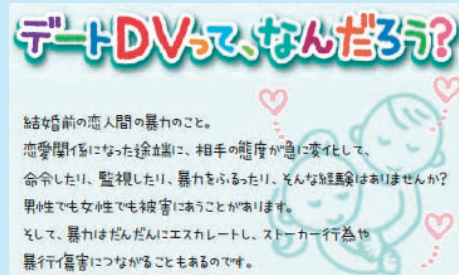
(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

- ひとり親家庭の家庭と仕事の両立にかかる相談体制の充実
ひとり親家庭が、家庭生活と仕事を両立する際の課題について、都が広域的な視点から相談対応し、支援を行います。(新規)
- 母子自立支援員への研修の充実
母子自立支援員のソーシャルワークのスキルを向上するため、現在行っている母子自立支援員への研修事業において、グループワークなど、より実践的な内容の充実に努めます。
- 父子家庭の相談対応の促進
東京都母子家庭等就業・自立支援センターのホームページで、父子家庭の相談や仲間づくりに向けた情報を発信します。
また、地域の相談従事者に対して、父子家庭への相談対応がより円滑に進むよう、研修を実施します。
- 養育費相談の成果の地域関係機関への還元
子供の権利としての養育費確保のため、都は広域的・専門的支援を行う立場から、養育費相談の事業成果を、地域の関係機関に還元します。

コラム
③

配偶者暴力の予防のために

- ひとり親家庭になる一つの原因である配偶者暴力については、子供の健全育成の面からも、社会全体で防止のための取組が必要です。配偶者暴力の防止には、若いころからパートナーとの適切な距離や関係について学ぶことが大切です。
- 生活文化スポーツ局では、デートDV（結婚前の恋人間の暴力）の予防と、相談窓口周知のためのカード（抜粋右）を作成し、大学等の協力を得て配布しています。



コラム
④

ひとり親家庭向けのメールマガジン

- ひとり親家庭への情報発信や普及啓発においては、幅広い広報手段により行うことが効果的です。
- 世田谷区では、ひとり親家庭には区の窓口を利用する時間がない、パソコンを持っていない、新聞をとっていないなど積極的な情報入手が困難な状況の方も多いため、ひとり親家庭に対する支援制度等の情報提供の充実を図るために、区のメールマガジン配信サービスを活用した携帯電話向けの情報発信を平成22年度から実施することとしています。
- また、離別・死別・未婚等の状況によりひとり親家庭が対応しななければいけないことや、相談先の一覧をわかりやすくまとめたリーフレットを作成しました。



世田谷区が作成したリーフレット

コラム
⑤

子供家庭支援センターとの連携強化の例

- 地域で生活するひとり親家庭にとって、母子自立支援員のみならず、普段の生活で接点を持ちやすい機関・支援者に、その特性と支援のあり方について理解を深めてもらうことは、親と子の安心の確保のためにも重要です。
- 日野市の子供家庭支援センター2か所では、ひとり親家庭への対応のために、市の母子自立支援員から研修を受ける機会を持ちました。近年、ひろばを利用するひとり親家庭の親子も多く、ひろばでの相談から母子自立支援員につなぐこともあります。研修の結果、①適切な情報提供、②ひろばの相談者の相談対応力の強化、③ひとり親家庭の対応において配慮すべき点の理解、④母子自立支援員と顔の見える連携の構築、などの効果があり、現場での子育て支援に活かすことができました。
- 清瀬市の子供家庭支援センターでは、要支援家庭サポートの一環として、育児支援ヘルパー派遣事業を実施しています。ヘルパーのスキルアップを目的とする養成講座において、平成20年度は「ひとり親・困難家庭の現状と対応」、平成21年度は「父子・母子家庭へのアプローチの違い」をテーマとした講義を設けました。平成21年度は16名が参加し、連携や情報共有の大切さに気づいた等の意見がありました。

コラム
⑥

当事者団体等による父子家庭への支援

- 「東京葛飾 父子家庭当事者の会」は、葛飾区を拠点としながら、都内の父子家庭を含めたひとり親家庭が、安心して働き生活できる社会の実現を目標として活動しています。父子家庭を対象とした心理カウンセリングや、他分野のNPO法人と協働した地域おこしイベントなどを行っています。
- また、NPO法人「ファザーリング・ジャパン」では、父親の育児参加やワークライフバランスをめざすとともに、父子家庭への経済的支援に先行的に取り組んできました。
- 平成21年には、全国の父子家庭支援団体が組織化され、全国父子家庭支援連絡会（名称は平成22年3月時）が発足しました。各団体が連携することでより活動の輪が広がり、父子家庭を含めひとり親家庭の地域での生活支援が促進されることが期待されます。

コラム
⑦

当事者団体による母子家庭への支援

- 東京都母子寡婦福祉協議会（ひとり親Tokyo）においては、ひとり親家庭を対象とした活動を行う「東京ムーヴ」という部会を設けています。「交流する」「共に学ぶ」「発信する」をテーマに、部会のリーダーを中心に企業・ボランティアグループの協力を得て、親子と一緒に遊べる交流会「公園で遊ぼうよ」や、ひとり親 家庭の仲間作りのイベントなどを企画し、活動しています。
- NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむでは、都内各地で、シングルマザーのための応援セミナーや相談交流会を行っています。
子供の年齢別のグループワークや、先輩のシングルマザーの体験談等を通じて、母子家庭が、自信をもって子育てができるよう、サポートしています。また、ひとり親家庭相談員の養成を行うとともに、相談員間の情報交換の場を設け、相談対応の充実を図っています。

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 保育・子育て支援サービス

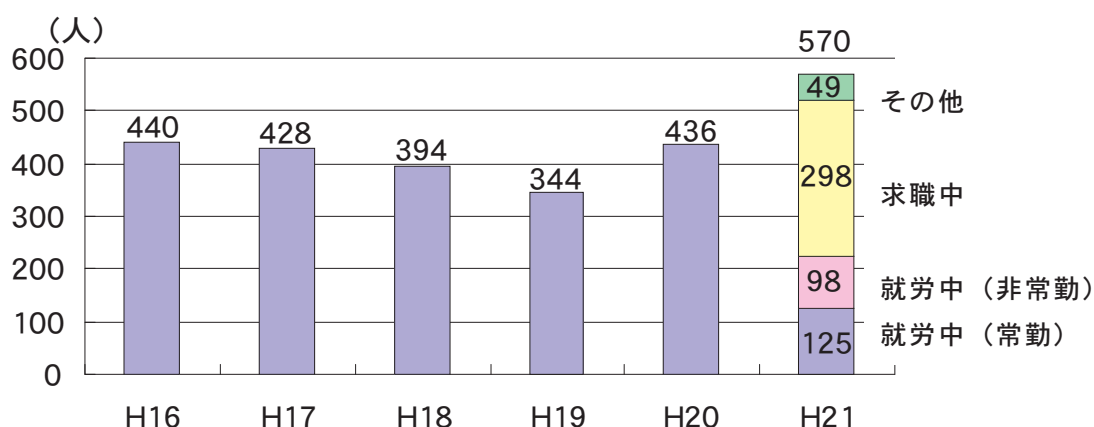
(1) 第1期の取組

- 保育サービスの定員数、学童クラブの登録児童数は、毎年着実に増加しています。また、区市町村が地域の実情に応じて行う子育て支援施策に対し支援してきました。
- ホームヘルプサービスを利用する父親は母親の2倍の件数を利用しています。

保育

- 都内の平成21年4月現在の認可保育所数は1,705か所、利用児童数は167,938人です。都は、保育サービスの一層の拡充を図るため、平成20年度から保育サービス拡充緊急3か年事業などにより、区市町村の取組を促進してきました。
- 待機児童に占めるひとり親家庭の子供の割合は、約8%前後で推移しています。平成21年では、全体の待機児童数7,939人のうち、ひとり親家庭の待機児童数は570人でした（図表24）。
- ひとり親家庭の待機児童について、親の就労状況別にみると、常勤として就労中が21.9%、非常勤として就労中が17.2%、求職中が52.3%、その他8.6%となっています。

図表24 ひとり親家庭における待機児童数の推移（東京都・平成16～21年度）



資料：東京都福祉保健局調べ

注：待機児童の親の就労状況の内訳は、H21に初めて調査実施

延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育

- 2時間以上の延長保育は、都内で237か所、全認可保育所の14.0%で実施しています（平成20年度末現在）。午後10時まで開所している保育所等は54か所となっています（平成21年4月現在）。休日保育は52か所、病児・病後児保育は93か所で実施しています（平成21年度末現在）。

学童クラブ

- 都内の学童クラブの平成21年5月1日現在の登録児童数は84,032人で、設置箇所数は1,549か所となっており、次世代育成支援計画の前期計画の目標を達成しています。

ホームヘルプサービス

- ホームヘルプサービスは、各自治体により利用条件等が異なりますが、利用回数により、平成20年度の実績をみると、85.0%が母子家庭の利用です。1人当たりの利用回数は、父子家庭が母子家庭の約2倍となっています。

(2) 今後の課題

- ひとり親家庭にとって、求職中や、非常勤雇用の家庭でも対応できる保育サービスの提供が重要です。
- 学童クラブの利用が高いひとり親家庭にとって、利用時間の延長のニーズに応えていくことが必要です。

① ひとり親家庭の多様なニーズに応じた保育サービスの提供

- ひとり親家庭については、待機児童のうち、求職中の家庭や非常勤雇用の割合が高いため、多様な家庭の状況に応じた保育サービスの提供が重要です。
- ひとり親家庭については、延長保育や病児・病後児保育の確保が仕事の継続のために不可欠なことから、引き続き施策の充実が必要です。
- 離婚調停中の家庭などについては、認可保育所の利用は困難であるという実態もあり、この点については、一時預かり事業の充実などが望まれます。

② 学童クラブの延長

- 学童クラブについては、現在18時以降も開所しているものは全体の約2割にとどまり、保育所で延長保育を利用していた保護者が子供の小学校入学に伴い預け先に困るといった、いわゆる「小1の壁」が問題となっています。ひとり親家庭では、学童クラブの利用割合が高く、帰宅時間も共働き世帯に比べて遅い状況にあるため、利用時間の延長は仕事と子育てを両立する上で不可欠です。

③ ホームヘルプサービスの普及啓発による促進

- ホームヘルプサービスは、各自治体により、利用状況のばらつきが多くなっており、その理由としては住民の認知度などの違いもみられます。

- 利用の促進のため、母子家庭、父子家庭ごとの利用状況や利用内容の把握と制度周知が必要です。

第2期の重点的な取組

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

● 保育サービスの拡充

保育サービスの利用児童数を大幅に増大させるほか、パートタイム労働者向け保育サービス（定期利用保育事業）を創設します。延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業の充実などにより、多様な子育て家庭のニーズに応えます。（新規）

● 学童クラブの充実

学童クラブの登録児童数を拡大するとともに、子育て家庭の仕事と子育ての両立に向けて、開所時間の延長を義務付けた「都型学童クラブ」の創設を行います。（新規）

○ ホームヘルプの利用促進

ホームヘルプに取り組む区市町村を引続き支援するとともに、利用状況の把握に努め、利用促進を図ります。

3-2 住居の確保

(1) 第1期の取組

- 都営住宅の入居については、ひとり親家庭を対象とした当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き屋募集とも着実に実施しています。

都営住宅の優先入居

- 都営住宅の入居については、ひとり親家庭を対象とした当選倍率の優遇制度（平成22年3月時点 ひとり親家庭は一般の7倍の倍率）や、ポイント方式による空き家募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当の募集などの制度があります。
- 当選倍率の優遇制度による募集戸数は、平成20年度は3,007戸で、毎年度概ね3,000戸前後、ポイント方式による募集戸数は、平成20年度は2,581戸で、毎年度概ね2,500戸前後となっています*。

(2) 今後の課題

- ひとり親家庭では、世帯収入が低い世帯もみられるため、都営住宅の入居について引き続き支援を行うことが必要です。

- ひとり親家庭では、特に母子家庭において、世帯収入が低い世帯がみられます。ひとり親家庭の自立のために、引き続き都営住宅などの優先入居策を確実に実施することが重要です。

第2期の重点的な取組

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

- 都営住宅の優先入居
都営住宅の入居について、引き続き、ひとり親家庭に対する倍率優遇制度やポイント方式による募集などの優先入居を実施していきます。

* 優先入居・ポイント方式の募集戸数は世帯向け募集の全体戸数です。

3-3 課題を有する母子への支援

(1) 第1期の取組

- 母子生活支援施設では、家族調整機能のニーズの増大に応じた、職員配置の拡充などを図ってきました。
- 基幹的職員の育成のための研修を開始し、施設機能の強化を図っています。

母子生活支援施設の機能強化

- 母子生活支援施設への入所者において、配偶者暴力や子供への虐待への対応など、家族調整機能のニーズが増大するにつれて、平成16年度から個別対応職員の配置の拡充、被虐待児受入加算の創設などが図られてきました。また、平成18年度には、心理療法担当職員の常勤化など多様な配置が可能となっています。
- 退所者へのアフターケアについては、平成20年度では、369世帯、延べ6,349件実施しています。
- 平成19年3月に策定された「母子生活支援施設 自立支援計画策定マニュアル」に基づいて、現在、入所者の自立に向けた計画的な支援が行われています。
- 児童福祉施設では、団塊の世代の大量退職などによる、新規・中堅職員の育成や、バーンアウト*などが課題となっています。そのため、都は、児童福祉施設の職員の育成と実践力の向上のため、平成21年度から基幹的職員の育成研修事業を開始し、母子生活支援施設では、17人が修了しました。

緊急一時保護の状況

- 緊急一時保護事業は、平成20年度では、27施設で実施しており、入所世帯は、母子世帯117世帯、単身世帯71世帯となっています。入所理由は、「夫等の暴力」が51.7%、「住宅困窮」が25.5%となっています。

* バーンアウト：「燃え尽き症候群」ともいう、対人援助職に特徴的なストレス反応。1974年フロイデンバーガーが、意欲的・献身的に仕事に打ち込む医療従事者が、身体的・情緒的な疲労や心理変化に直面することを「バーンアウト」と提唱しました。

(2) 今後の課題

- 母子生活支援施設における支援の充実のため、広域利用の検討や、職員の育成、地域の関係機関との連携促進を強化することが必要です。
- 母子生活支援施設の入所者の生活環境を改善するための整備も重要です。

① 広域利用の検討

- 現在、都内の母子生活支援施設においては、市部の施設では市部において広域的な受け入れ対応を行っていますが、区部の施設では当該区の利用者の入所のみとなっています。母子生活支援施設に入所する配偶者暴力被害者の安全を確保するため、都内施設の広域利用についての実態把握と今後のあり方を検討していくことが必要です。

② 施設職員の支援力の向上

- 母子生活支援施設の職員の平均勤続年数は短い一方、入所者の状況が困難化し、支援内容が複雑化している中で、長期的な視点から、施設職員の育成をさらに充実していく必要があります。

③ 母子生活支援施設と地域関係機関との連携強化に向けた支援

- 母子生活支援施設で広域利用を実施している場合、入所者は入居前の地域の母子自立支援員が継続して支援を行うこととなっています。一方、子供の健全育成や退所後の生活を考慮すると、受入先の自治体の関係機関との連携も不可欠です。ひとり親施策部門や母子生活支援施設を要保護児童対策地域協議会のネットワークにどのようなつながりがあるかの検討が必要です。

- 母子生活支援施設の運営は、昭和62年に都が策定した「母子寮運営の手引」に基づいていますが、要保護児童対策地域協議会の設置などの法の動きや現在の子育て支援施策に応じた運用が必要です。

- 母子生活支援施設については、配偶者暴力を受けた母子も入居することから、住所公表などが難しく、地域の関係機関への認知が進んでいない側面もあります。しかし、若年での離婚、未婚・非婚による母子家庭にとって、24時間体制で生活全般を見守られることは、子供との関係の構築や子育て支援の上でも大きな支えとなります。そのため、地域の関係機関に、母子生活支援施設の特色と可能な支援について普及啓発することも重要です。

④ 母子生活支援施設等の設備整備

- 施設の築年数については、全施設平均で約27年であり、築40年以上の施設が13施設、築30年以上40年未満の施設が4施設となっており、施設の老朽化への対策や生活環境の改善が課題です。

第2期計画の重点的な取組

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

- 広域利用の検討
母子生活支援施設に入所する配偶者暴力被害者の支援充実のため、施設の広域利用についての実態把握と今後のあり方を検討します。
- 母子生活支援施設の支援力の向上支援
母子生活支援施設の職員の育成のため、「基幹的職員研修」を引き続き実施します。また、国の安心子ども基金を活用し、職員の各種研修への参加や施設間の受け入れ研修の実施を図ります。(一部新規)
- 母子生活支援施設向けのマニュアルの改定
現在のひとり親家庭を取り巻く状況や、法体系に応じた、母子生活支援施設向けのマニュアルを整備します。
- 母子生活支援施設等の設備整備
母子生活支援施設や婦人保護施設の入居者の安全な生活の確保のため、施設の老朽化や入居者の環境改善のための施設整備、耐震補強に係る整備を支援します。(一部新規)

コラム
⑧

病児保育の支援

- NPO法人フローレンスは、病児保育全般に取り組んでいますが、平成20年から、ひとり親家庭に低価格で病児保育サポートを提供するための財源を支える寄付会員制度（サポート隊員）をはじめました。
- 寄付会員数は約200名、支援しているひとり親家庭の子供は83名となっています。（平成22年3月26日現在）

コラム
⑨

民間賃貸住宅入居への支援

- 母子家庭の約4割が民間賃貸住宅・1割以下が公営住宅という状況を踏まえると、民間賃貸住宅入居時の支援も今後の課題です。
- NPO法人Winkでは、生活に困っている女性のため、保証人や保証金を必要とせず、カウンセリングなどの精神的ケアもあわせて行う住宅支援（マミー+ハウス）を行っています。6か月を目標に入居者が自立できるよう、就労支援・職業紹介を含めて総合的に支援しています。
- 株式会社ハーモニーレジデンスは、母子家庭や父子家庭に特化した職業紹介を行うとともに、母子家庭のためのシェアハウスの運営支援を行っています。

コラム
⑩

母子生活支援施設での子育て支援の例

- 新宿区の母子生活支援施設「かしわヴィレッジ」では、平成14年度から、退所世帯の中高生を対象に無料の学習支援「かしわ塾」を実施しています。平成19年度からは、区の福祉事務所と連携し、経済的な理由により学習塾に通えない近隣地区の受験生にも対象を広げました。
- 平成20年度は年間延べ714名が参加し、中学3年生の参加者は全員高校入学を果たしています。中学生が、家族以外の年長者とふれあうことで、学力の向上のみならず、対人関係の広がりなどの効果がみられます。



コラム
⑪

要保護児童対策地域協議会と母子生活支援施設

- 杉並区では、区内の母子生活支援施設は、要保護児童対策地域協議会の委員となっています。また、同協議会の構成員である児童福祉施設の施設長から構成される会議も設置しています。
- 協議会では関係機関職員向けに児童虐待防止研修や実務者による「家庭内暴力ケース対応の支援について」意見交換を行い必要な情報を共有しています。また、児童養護施設等連絡会では、各施設の現状や課題を報告しています。
- 母子生活支援施設が、協議会のメンバーとなることにより、子供の情報だけでなく母親の情報を共有し、世帯としての支援を円滑に行うことが可能となりました。

4 経済的支援

(1) 第1期の取組

- 児童扶養手当、児童育成手当の受給者数は、横ばいで推移しています。
- 母子福祉資金は、子供の教育費の支援に重要な役割を果たしています。
- 子供の学習環境の確保のため、チャレンジ支援貸付事業を開始しました。

児童扶養手当・児童育成手当の受給

- 児童扶養手当、児童育成手当の受給者数は、平成20年度において、各々76,211人、112,378人でした。平成16年度から平成21年度までの実績の推移は、ほぼ横ばいとなっています。

母子福祉資金の貸付け

- 母子家庭等に対し、生活及び児童の育成に必要な貸付けを実施するもので、資金の種類は、事業開始、事業継続、修学、技能習得、就業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類です。
- 平成20年度の貸付実績は約39億円で、そのうち9割以上が子供の教育資金である修学資金と就学支度資金です。
- 平成21年6月には、貸付利率の引下げや貸付条件の見直し等が行われました。

その他の動向

- 経済情勢の悪化を背景に、子供の学習環境を確保することの必要性から、都は、平成20年8月から、中学3年生・高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾などの費用や、大学などの受験費用について無利子で貸付けを行い、高校や大学に入学した際には返済を免除する「チャレンジ支援貸付事業」を開始しました。
- 母子生活支援施設等を退所し、自立する世帯への転居資金や技能取得資金等の貸付けを行う「自立生活スタート支援事業」も創設しました。

(2) 今後の課題

- 子ども手当や児童扶養手当の父子家庭への支給など、国制度の変化を踏まえて、今後の支援のあり方を検討していくことが必要です。

① 国制度の着実な実施

- 児童扶養手当や母子福祉資金、生活保護の母子加算は法で規定されており、基本的には、経済的支援策は国の責任で行われるべきものです。
- 国において、平成22年度から、社会全体で子供の育ちを支援するための「子ども手当」の創設や、児童扶養手当の父子家庭への支給が予定されています。国の制度変更に円滑かつ着実に対応しつつ、今後の支援のあり方を検討していくことが求められます。

② 経済的課題を抱えるひとり親家庭への支援

- 経済的課題を抱えたひとり親家庭では、親の最終学歴が中学卒業や高校卒業である割合が高く、ひとり親になった後に職業的訓練が受けにくい状況があるため、安定的な就業に結びつかない面が見られます。
- 経済的課題を抱えたひとり親家庭に育つ子供の将来の自立を支援するためには、学習機会の確保が重要です。
- ひとり親家庭の親は、自身の健康や子供との関係、就労意欲などに課題を抱えることもあります。各々の家庭に応じた適切な支援策を検討するために、家庭の状況と支援策の実施効果を経年的に把握していくことが重要です。

第2期の重点的取組

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

- 父子家庭への児童扶養手当の支給
父子家庭への児童扶養手当の支給を、区市町村と連携しつつ円滑に行います。
(新規)
- 母子福祉資金の貸付け
引き続き、母子福祉資金の貸付けを行います。
- 被保護者自立支援に関する調査研究・普及啓発事業
生活保護受給者を対象に、経年的に行う調査を通じて、生活保護を受給するひとり親家庭の実情と課題を把握します。(新規)

子供の高校進学等への支援

- 足立区では、生活保護被保護世帯の児童が将来自立するためには、確実な高校進学が不可欠と考え、独自の支援策に着手しています。
- 被保護世帯の中学3年生について、年3回進路調査で把握された学力不足の懸念のある児童などを対象に、「学習支援プログラム」として個別的な学習支援を実施しています。あわせて、不登校やひきこもりの中学生に対しては、日中フリースペース利用も設定し、学習意欲の動機付けなどを目指しています。
- また、15歳以上のひきこもりの方や高校中退者などには、別途「若年就労支援プログラム」として、受託事業者による訪問などを実施し、若者サポートステーションなどに導き、就労や再就学に向けた支援も実施しています。こうした支援により、生活保護の世代間連鎖を防ぐことを目指しています。

5 東京都の主なひとり親家庭施策の体系

(1) 施策分野別

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 母子自立支援プログラム策定事業
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭高等技能訓練促進費等事業
- ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（新規）
- ひとり親家庭等就業コーディネート事業（新規）
- 母子家庭の母等向け職業訓練の実施
- 保育つき職業訓練の実施（新規）
- 東京しごとセンター事業

相談体制の整備

- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 母子自立支援員の資質の向上
（母子自立支援員研修）
- ひとり親家庭等電話相談事業
- ひとり親家庭生活支援事業
- 養育費相談事業
- しごとと家庭の両立支援専門相談（新規）
- 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援

子育て支援・ 生活の場の整備

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス
- 通常保育事業（認可保育所、認証保育所、
認定こども園、家庭福祉員）
- 定期利用保育事業（新規）
- 夜間保育事業、延長保育事業、休日保育事業、
病児・病後児保育事業
- 学童クラブ
- 都型学童クラブ（新規）
- 子供家庭在宅サービス
（ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育）

○都営住宅の優先入居

- 母子生活支援施設等の運営指導・支援力向上
（一部新規）
- 母子生活支援施設の環境改善等（一部新規）
- 母子緊急一時保護事業

経済的支援

- 児童扶養手当
- 児童育成手当
- 母子福祉資金貸付
- ひとり親家庭医療費助成

- チャレンジ支援貸付事業
- 自立生活スタート事業
（生活保護受給者対象事業）

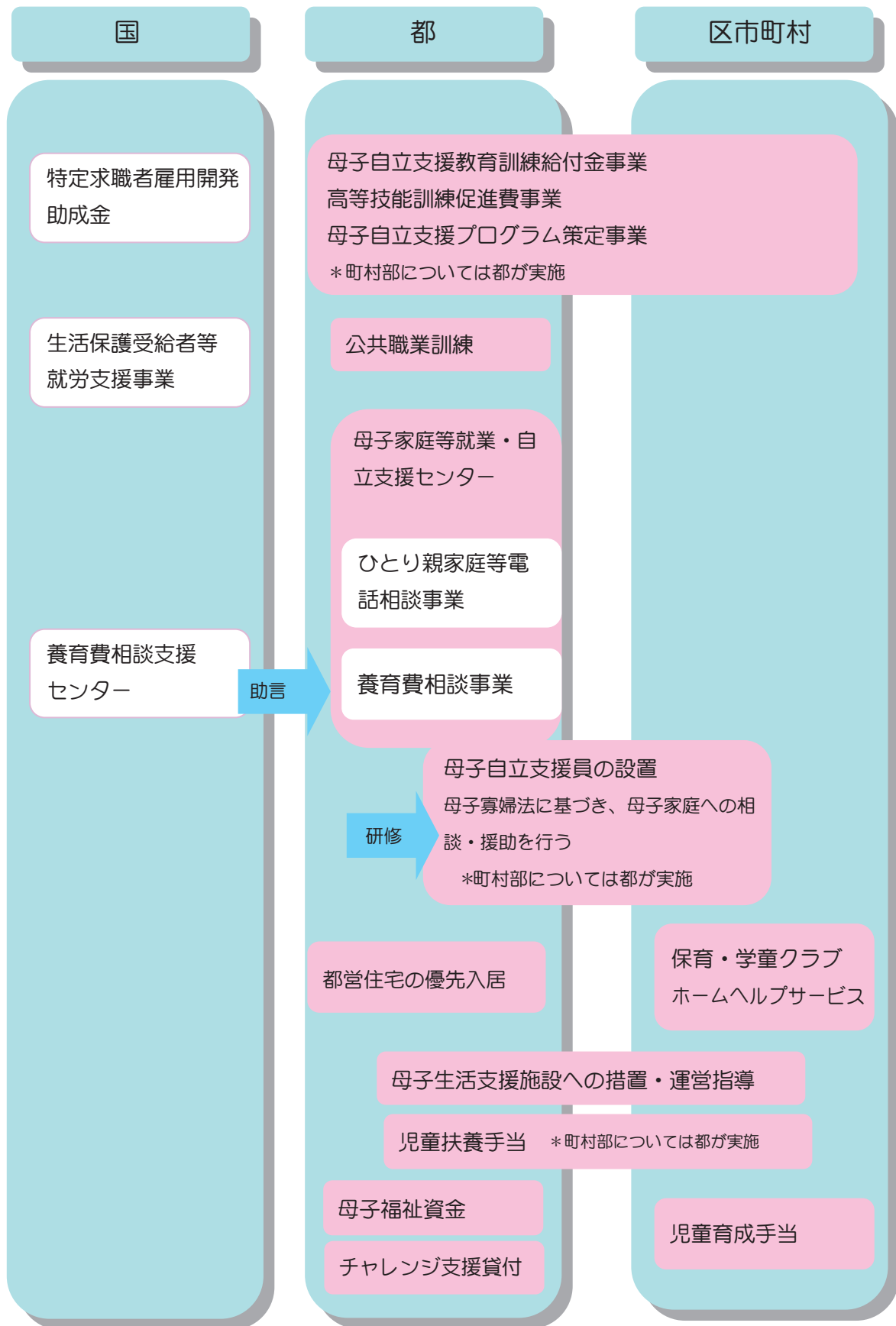
- 被保護者自立促進事業
- 被保護者自立支援に関する調査研究・普及啓
発事業（新規）

区市町村の取組の支援

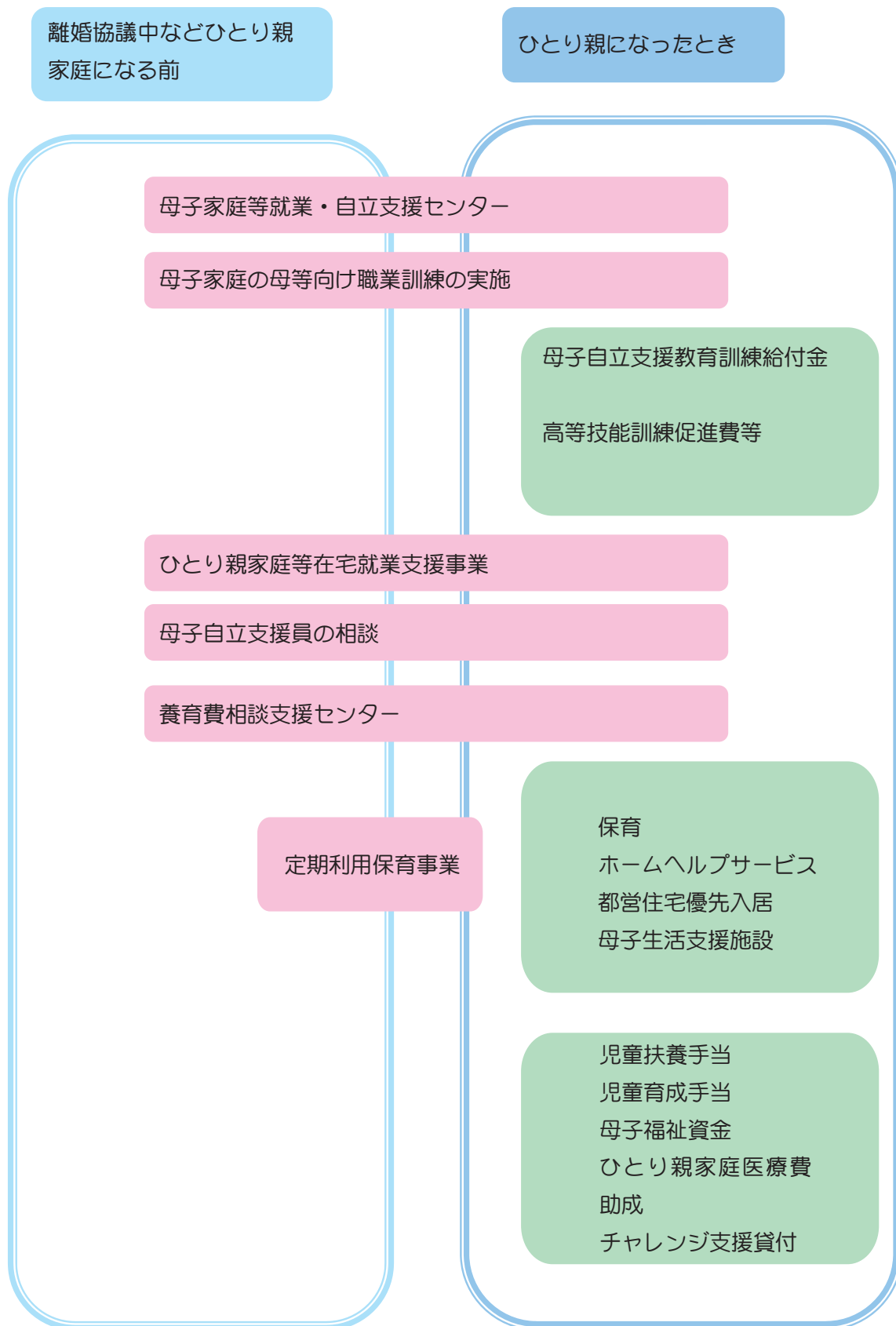
- 子供家庭支援区市町村包括補助事業
- 安心子ども基金による区市補助事業

（下線部は新規・拡充事業）

(2) 実施主体ごとのひとり親家庭支援施策



(3) ひとり親家庭となる前後で利用可能なサービス



6 具体的な支援策

(○はひとり親家庭施策 ●は関連施策)

1 就業支援

1	○母子家庭等就業・自立支援センター	福祉保健局
ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、以下の事業を行います。 ○ 無料職業紹介所としての就職情報の提供等、自立促進講習会 ○ 相談指導者研修会		
2	○母子家庭自立支援教育訓練給付金事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。 ■ 21年度末現況 23区・26市・13町村 ■ 目標（26年度）全区市町村		
3	○母子家庭高等技能訓練促進費等事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
母子家庭の母親が就労につながる資格取得のため、養成機関で修業している間、訓練促進費を支給する事業について、全区市町村での実施を促進します。 ■ 21年度末現況 23区・23市・13町村 ■ 目標（26年度）全区市町村		
4	○母子自立支援プログラム策定事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行います。 ■ 21年度末現況 18区・19市・13町村 ■ 目標（26年度）全区市町村		
5	○ひとり親家庭等就業コーディネート事業（新）	福祉保健局
ひとり親家庭等に対して、就職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行います。（平成23年度まで）		
6	○ひとり親家庭等在宅就業支援事業（新）	福祉保健局
ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や、ひとり親家庭の家庭と仕事の両立に関する専門相談を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行います。（平成23年度まで）		
7	○母子家庭の母等に対する職業訓練	産業労働局
母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。		
8	●保育つき職業訓練（新）	産業労働局
子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。		
9	●東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど就職活動を支援します。		

2 相談体制の整備

再掲	○母子家庭等就業・自立支援センター	福祉保健局
* No. 1 参照		
10	○母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）	福祉保健局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。		
11	○ひとり親家庭等電話相談事業	福祉保健局
仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。		
12	○ひとり親家庭生活支援事業	【実施主体：区市町村】福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦の生活面での問題の解決や児童の精神的安定、生活の総合的な支援に資する事業を行う区市町村に対し、支援を行います。		
13	○養育費相談事業	福祉保健局
ひとり親家庭（離婚前の家庭も含みます。）の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談により対応します。		
再掲	○ひとり親家庭等在宅就業支援事業（新）	福祉保健局
* No. 6 参照		
14	●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化スポーツ局
配偶者暴力に関する総合相談、配偶者暴力被害者の心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座、配偶者暴力のある家庭の子供の心の傷の回復を支援する講座等を実施します。		

3 子育て支援・生活の場の整備

(1) 子育て支援

15	○ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 【実施主体：市町村（区部は財政調整算入事業）】	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 21年度末現況 26市 ■ 目標（26年度） 全市町村 		
16	●保育、定期利用保育事業（新）、病児・病後児保育等	福祉保健局
* 次世代育成支援行動計画 事業 14、15、69～75 参照		

17	●学童クラブ・都型学童クラブ（新）	福祉保健局
*次世代育成支援行動計画 事業 81、82 参照		
18	●子供家庭在宅サービス	福祉保健局
*次世代育成支援行動計画 事業 16、17 参照		

(2) 住居の確保

19	○都営住宅の優先入居	都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き屋住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。		

(3) 課題を有する母子への支援

20	○母子生活支援施設等の支援力の向上（一部新）	福祉保健局
母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。 また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。（22年度まで）		
21	○母子生活支援施設等の環境改善等（一部新）	福祉保健局
老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。 また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行います。（22年度まで）		
22	○母子緊急一時保護事業<区市：包括補助> 【実施主体：都、区市】	福祉保健局
母子家庭等の緊急的な一時保護を行う区市町村に対し、支援を行います。		

(4) 経済的支援

23	○児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付	福祉保健局
○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給（父子家庭は22年8月分から）、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給を行い、経済的に支援します。 ○母子家庭等に対して、母子福祉資金の貸付けを行い、経済的に支援します。		
24	○ひとり親家庭等医療費助成【実施主体：市町村（区部は財政調整算入事業）】	福祉保健局
ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図ります。		
25	●チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供達を支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合、申請により償還が免除されます。		

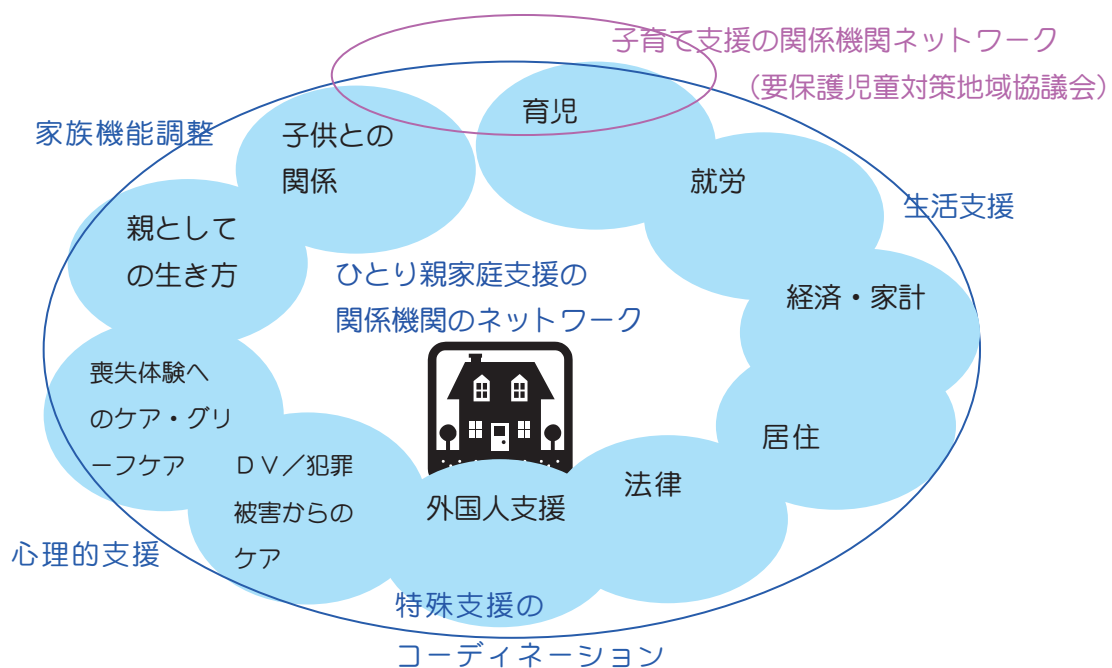
26	○自立生活スタート支援事業	福祉保健局
母子生活支援施設や婦人保護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うため、施設等と連携して相談援助を行うとともに、転居、技能習得、就職支度に対する資金の貸付けを行います。		
27	○自立援助促進事業	福祉保健局
母子生活支援施設や婦人保護施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。		
28	●被保護者自立促進事業	福祉保健局
生活保護受給者を対象に、就労支援や地域生活への移行、次世代育成支援など自立支援に要する経費の一部を支給する区市に対し、支援します。		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子世帯等で母や子の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合の保育料 ○ 母子世帯等が就労するに当たり、子が認可保育園待機中のため、入園できるまでの間、認証保育所等を利用した場合の入園料・保育料 ○ 中学生・高校生のクラブ活動参加費、中学生等の学習塾費 		
29	●被保護者自立支援に関する調査研究・普及啓発事業	福祉保健局
生活保護受給者を対象に経年的に行う調査を通じて、生活保護を受給するひとり親家庭の実情と課題を把握します。		

(5) 区市町村の取組の支援

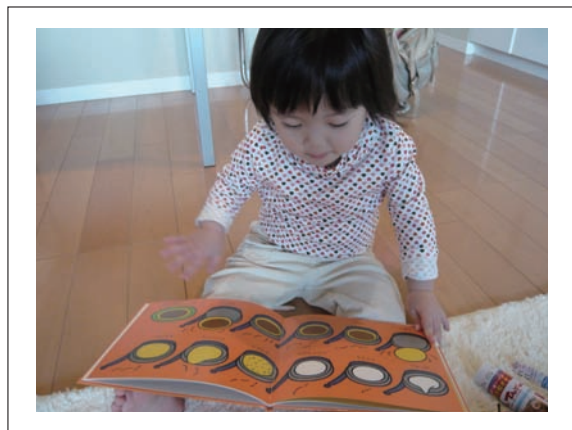
30	●子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する、ひとり親家庭施策を含む子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図ります。		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 先駆的事业：新たな課題に取り組み、区市町村独自の創意工夫による事業 ○ 選択事業：母子自立支援プログラム策定推進事業、緊急一時保護事業 等 ○ 一般事業：ホームヘルプサービス（対象：市町村） 		
31	●安心子ども基金による区市補助事業	福祉保健局
安心子ども基金を活用して、区市の取組を支援します。		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等技能訓練促進費 ○ ひとり親家庭の就業コーディネート事業（家庭訪問及び就職支度金） ○ ひとり親家庭等在宅就業支援事業 		

7 おわりに

- ひとり親家庭の親の抱える課題は、非常に多岐にわたっています。それらの課題を地域の関係機関が連携して支えることで、ひとり親家庭がより困難な状況に陥ることを予防できる側面があります。
- 子供の健全育成のためには、ひとり親家庭の親を支える仕組みと、子育て支援の関係機関ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との密接な連携が不可欠です。



- また、都や区市のひとり親家庭福祉の所管部署や母子自立支援員、母子生活支援施設だけではなく、地域の関係機関が、ひとり親家庭の特性や支援策のあらましについて、普段から情報を共有し、どの部署に相談があっても適切な部署に誘導されるルートを作っておくことが重要です。
- 今後とも、東京都は、区市町村や国、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭とその子供達の抱える課題に寄り添い、そのニーズを常に的確に把握しつつ、実効性の高い支援策を展開していきます。



主なひとり親家庭福祉関連データ 第1部

1 離婚件数と離婚率（全国・東京都）

（単位 人）

	全 国		東 京 都	
	離婚件数	離婚率 (人口千対)	離婚件数	離婚率 (人口千対)
H10	243,183	1,94	25,685	2,21
H11	250,529	2,00	26,375	2,27
H12	264,246	2,10	27,032	2,28
H13	285,911	2,27	28,593	2,40
H14	289,836	2,36	28,780	2,40
H15	283,854	2,25	28,211	2,34
H16	270,804	2,15	27,123	2,24
H17	261,917	2,08	26,984	2,19
H18	257,475	2,04	26,347	2,12
H19	254,832	2,02	26,627	2,13
H20	251,136	1,99	26,300	2,10

出典：厚生労働省「人口動態統計」

2 ひとり親世帯数（全国・東京都）

（単位 世帯 人）

	全 国			東 京 都		
	ひとり親 世帯総数	母子世帯	父子世帯	ひとり親 世帯総数	母子世帯	父子世帯
H 2	653,682	551,977	101,705	62,988	53,304	9,684
H 7	617,712	529,631	88,081	58,605	50,577	8,028
H12	713,277	625,904	87,373	67,938	59,754	8,184
H17	841,333	749,048	92,285	74,092	65,693	8,399

出典：総務省「国勢調査」

3 母子家庭・父子家庭の推計値（東京都）

（単位 人 % 世帯）

	1月1日の 住民基本台帳人口	母子家庭出現率	推計母子家庭数	父子家庭 出現率	推計父子家庭数
H10	5,239,545	2.04	106,900	0.35	18,400
H11	5,324,604	2.04	108,700	0.35	18,700
H12	5,401,662	2.04	110,200	0.35	19,000
H13	5,489,639	2.04	112,000	0.35	19,300
H14	5,585,847	2.05	114,600	0.36	20,200
H15	5,679,978	2.05	116,500	0.36	20,500
H16	5,760,580	2.05	118,100	0.36	20,800
H17	5,842,829	2.05	119,800	0.36	21,100
H18	5,932,890	2.05	121,700	0.36	21,400
H19	6,029,100	2.38	143,500	0.29	17,500
H20	6,125,824	2.38	145,800	0.29	17,800
H21	6,210,852	2.38	147,900	0.29	18,100
H22	6,275,360	2.38	149,400	0.29	18,200

東京都福祉保健局作成

* 東京都社会福祉基礎調査による、三世帯同居世帯を含む母子家庭・父子家庭の出現率に、東京都総務局「住民基本台帳による東京との世帯と人口」における各年1月1日人口を乗じたもの

4 生活保護受給世帯に占める母子世帯の状況（東京都）

（単位 世帯 %）

	被保護世帯数	うち 母子世帯	総世帯に 占める割合	世帯主が働いて いる母子世帯*	（参考）働いている者の いる生活保護世帯
H16	137,950	9,586	6.9	4,278	14,311
H17	143,371	9,881	6.9	4,498	15,386
H18	147,890	10,158	6.9	4,554	16,570
H19	151,549	10,180	6.7	5,240	17,770
H20	157,738	10,270	6.5	4,747	18,700

出典：東京都福祉保健局「被保護者全国一斉調査結果」

* 生活保護制度での母子世帯は、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子のみで構成されている世帯をさす。

5 母子生活支援施設の状況（東京都）

（単位 人 世帯）

	定員	在籍者数		入所者数	
		世帯	人員	世帯	人員
H16	764	703	1,744	320	819
H17	774	670	1,641	318	775
H18	771	653	1,618	297	717
H19	771	616	1,528	298	756
H20	762	611	1,519	288	716

出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」

* 定員・在籍者数（世帯・人員）は毎年度3月

6 母子自立支援員の推移（東京都）

（単位 人）

	区部	市町村部	合計
H16	74 人	31 人	105 人
H17	77 人	31 人	108 人
H18	81 人	31 人	112 人
H19	84 人	41 人	125 人
H20	93 人	52 人	145 人
H21	88 人	57 人	145 人

出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」

主なひとり親家庭福祉関連データ 第II部

1 有効求人倍率の推移（全国・東京都）

	有効求人倍率（全国）	有効求人倍率（東京都）
H16	0.86	1.21
H17	0.98	1.46
H18	1.06	1.53
H19	1.02	1.38
H20	0.77	1.12

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

2 母子家庭等就業・自立支援センターの相談等の実績（東京都）

（単位 件 人 %）

	相談件数	相談人数	求人 登録者数	求人数	就職者数	うち正社員就職数	
						人数	就職者に 占める割合
H16	609	310	—	323	29	7	24.1
H17	833	539	1	233	13	7	53.8
H18	1,298	944	135	293	47	14	29.8
H19	1,375	960	272	215	87	22	25.3
H20	2,183	1,654	325	234	123	67	54.5

東京都福祉保健局調べ

3 母子自立支援教育訓練給付金事業

	実施自治体数	実施人数（人）	上位講座
H16	8 区市・13 町村（21）	18	ホームヘルパー、医療事務
H17	15 区・8 市・13 町村（26）	96	ホームヘルパー、医療事務
H18	19 区・10 市・13 町村（42）	189	ホームヘルパー、医療事務
H19	21 区・13 市・13 町村（47）	180	ホームヘルパー、医療事務
H20	22 区・25 市・13 町村（60）	152	医療事務、ホームヘルパー
H21	23 区・26 市・13 町村（61）	—	医療事務、ホームヘルパー

東京都福祉保健局調べ（21年区市町村調査）

* 町村は都（西多摩福祉事務所）実施分

4 母子家庭高等技能訓練促進費事業

	実施自治体数	実施人数(人)	上位資格
H16	6区市・13町村(19)	9	看護師・准看護師
H17	9区・7市・13町村(29)	16	看護師・准看護師
H18	16区・8市・13町村(37)	37	准看護師・看護師
H19	19区・11市・13町村(43)	72	准看護師・看護師
H20	22区・19市・13町村(54)	118	看護師・准看護師
H21	23区・23市・13町村(56)	—	—

東京都福祉保健局調べ

* 町村は都(西多摩福祉事務所)実施分

5 公共職業訓練の実施

(単位 人 %)

	入校	修了	就職	修了者に対する 就職率
H16	—	—	—	—
H17	98	79	51	64.6
H18	181	153	91	59.5
H19	172	146	94	64.4
H20	172	143	84	58.7

東京都産業労働局調べ

* H17より開始

6 母子自立支援プログラム策定事業

(単位 人 %)

	実施自治体数	策定人数	就職につながった 人数	就職につながった 割合
H16	—	—	—	—
H17	モデル事業期間	0	0	—
H18	5区・1市・13町村	113	32	28.3
H19	8区・6市・13町村	494	228	46.2
H20	16区31市・13町村	784	375	47.8
H21	18区11市・13町村	—	—	—

東京都福祉保健局調べ

* 町村は都(西多摩福祉事務所)実施分

7 母子自立支援員の新規相談受付状況

(単位 件 %)

	新規相談 受付件数 (件)	内 訳			
		生活一般	児童	生活援護	その他
H16	78,359	29,178	8,985	25,516	14,680
H17	81,292	29,547	10,334	27,069	14,342
H18	81,608	31,929	10,092	25,221	14,366
H19	85,208	33,954	11,838	25,705	13,711
H20	90,140	36,709	12,458	28,441	12,532
割合	100,0	38,6	12,9	31,6	16,7

出典：東京都「福祉・衛生 統計年報」

8 ひとり親家庭等電話相談事業

(単位 件)

	総件数	内 訳			
		生活一般	児童	生活援護	その他
H16	713	408	195	100	10
H17	765	497	186	90	10
H18	708	431	201	62	14
H19	707	470	185	46	6
H20	913	628	219	61	5

東京都福祉保健局調べ

9 養育費相談事業

(単位 件 専門相談 人)

	件数	内 訳					専門 相談
		離婚・親権・ 婚姻費用	取決方法	面接交渉	支払履行	その他	
H16	22	平成 16 年度から 19 年度は、母子家庭等就労・自立支援センターで受けた相談のうち、養育費にかかる相談の件数					
H17	9						
H18	14						
H19	30						
H20	298	42	147	20	35	54	105

東京都福祉保健局調べ

10 保育

(単位 人 %)

	待機児童数 (全体)	待機児童数 (ひとり親)	待機児童のうち ひとり親家庭の子供の割合
H16	5,223	440	8.4
H17	5,221	428	8.2
H18	4,908	394	8.0
H19	4,601	344	7.5
H20	5,479	436	8.0
H21	7,939	570	7.2
		(内訳) 就労中(常勤) 125人(21.9%) 就労中(非常勤) 98人(17.2%) 求職中 298人(52.3%) その他 49人(8.6%)	

東京都福祉保健局調べ

11 ホームヘルプ

(単位 回 世帯)

	延回数			利用実世帯数			平均回数		
	総数	母子家庭	父子家庭	総数	母子家庭	父子家庭	総数	母子家庭	父子家庭
H16	54,954	45,113	9,841	1,794	1,560	234	30.6	28.9	42.1
H17	54,174	44,821	9,353	1,526	1,323	203	35.5	33.9	46.1
H18	60,750	50,497	10,253	1,326	1,176	150	45.8	42.9	68.4
H19	54,707	45,396	9,311	1,249	1,117	132	43.8	40.6	70.5
H20	22,588	19,211	3,377	906	846	60	24.9	22.7	56.3

出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」

* 平成20年度実績は、国補助対象分のみ計上

12 都営住宅の優先入居

(単位 戸)

	当選倍率の優先制度 による募集戸数	ポイント方式に よる募集戸数	母子生活支援施設 退所者特別割当戸数
H16	2,929	2,800	80
H17	3,061	1,798	80
H18	1,950	2,272	56
H19	3,051	2,553	56
H20	3,007	2,581	56

東京都都市整備局資料

13 児童扶養手当・児童育成手当

(単位 人)

	児童扶養手当		児童育成手当	
	受給者数	対象児童数	受給者数	対象児童数
H16	74,084	111,322	106,922	155,397
H17	76,138	114,413	109,671	159,541
H18	76,758	107,289	111,404	160,769
H19	76,729	115,041	112,092	161,077
H20	76,211	113,615	112,378	161,980

出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」

14 母子福祉資金の貸付け

(単位 件 千円 %)

	全体		修学資金			就学支度		
	件数	金額	件数	金額	割合	件数	金額	割合
H16	8,262	3,799,972	5,549	2,871,379	75.6	1,628	513,908	13.5
H17	8,247	3,867,283	5,712	2,929,990	75.8	1,636	572,707	14.8
H18	7,823	3,793,548	5,656	2,964,604	78.1	1,568	574,111	15.1
H19	7,617	3,784,444	5,666	3,023,976	79.9	1,432	547,685	14.5
H20	7,857	3,884,830	5,761	3,049,446	78.5	1,608	615,449	15.8

東京都福祉保健局調べ